

平成 30 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 7 回定例会	12月 4 日	開 会
	12月11日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 30 年 12 月 6 日（木曜日）

第 7 回南三陸町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成30年12月6日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者兼出納室長	三浦清隆君
總務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民稅務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
商工觀光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術參事 (漁港・漁集担当)	田中剛君
復興推進課長	男澤知樹君
綜合支所長	佐久間三津也君
上下水道事業所長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐藤和則君
總務課長補佐兼 總務法令係長	岩淵武久君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育總務課長	阿部俊光君
生涯學習課長	三浦勝美君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	三浦浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千葉啓君
------	------

事務局職員出席者

事務局 長

三浦 浩

総務係 長
兼 議事調査係 長

小野 寛和

議事日程 第3号

平成30年12月6日（木曜日）

午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

本日3日目の定例会になります。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番及川幸子君、8番村岡賢一君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告6番、菅原辰雄君。質問件名、1、環境対策について。以上1件について、一問一答方式による菅原辰雄君の登壇、発言を許します。12番菅原辰雄君。

[12番 菅原辰雄君 登壇]

○12番（菅原辰雄君） おはようございます。

12番菅原辰雄は議長の許可を得たので一般質問を行います。町長に環境対策について伺うものであります。

南三陸町の自慢の1つである雄大な自然、分水嶺に囲まれた町の四季折々、季節の移り変わりを実感させてくれる山々も色鮮やかな紅葉から少しずつ色あせていく毎日で、ここからも冬の到来を感じているこのごろであります。志津川市街地の道路工事はほぼ終了し、国道398号と八幡川河川堤防絡みの完成待ちという状況であると認識しているものでもあります。

また、志津川湾がラムサール条約に登録されるなど喜ばしいこともありました。このラムサール条約に登録されたのを機会に、いま一度、南三陸町の環境について考えてみる必要との思いから環境対策について伺うものであります。

町では、住民サービスの1つとして多額の費用を要して、ごみ、し尿処理を行っているが、施設の老朽化対策などの課題も多いと認識するが、次の点を伺います。

クリーンセンター、衛生センターの老朽化対策は。

焼却、最終処分を他に依存している現状だが、ごみ排出量の抑制などが重要と考えるが、具
体の考えは。

山林の荒廃、耕作放棄地の拡大でごみの不法投棄の発見のおくれにつながり、景観の悪化、
河川ごみの増大、水質の悪化にもつながる懸念がある。どう対応していくのか。

堆肥等の処理は各農家の重要な課題であると認識しているが、全て適切に処理されているか、
町では現状をどう捉え、どう対応していくのか伺うものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

菅原辰雄議員のご質問、環境対策についてお答えさせていただきます。ちょっと長くなりま
すので、ゆっくり答弁させていただきます。

まず、1点目のご質問、クリーンセンター等の老朽化対策ということについてであります
クリーンセンターは昭和58年3月、衛生センターは昭和63年3月に整備された廃棄物処理施
設で、両施設とも既に建設から30年以上が経過しているところであります。

クリーンセンターは、平成14年11月に健康に被害を及ぼすダイオキシン類の規制が厳しくな
ったことにより、ごみ焼却施設としては閉鎖せざるを得ない状況となったところであります。
閉鎖後は、焼却施設の一部をごみの中継施設として改造し運用しております。クリーンセン
ターにつきましては、建設してから既に35年が経過していることから維持管理の面で問題が
生じているのが実情でありますことから、現在、仮称ではありますが、リサイクルセンター
の基本構想の策定を進めており、今後の施設整備、解体等を含め検討しているところであり
ます。

次に、衛生センターであります。当該施設は当初、し尿の搬入がほとんどで浄化槽での受
け入れは余り想定しておりませんでした。下水道や合併浄化槽の普及により、現在は浄化
槽汚泥の搬入が増加しているところであります。このような中、衛生センターについても建
設から30年が経過していることから、安全性、機能性を確認するための精密機能検査を実施
中であり、処理工程、現地試験の結果や管理運営委託業者からの意見聴取などから、一定の
修繕を継続的に実施していくことにより延命化が図られるものと考えております。

次に、2点目のご質問、ごみ排出量の抑制についてお答えさせていただきます。

本町におけるごみ処理状況は、人口が減少しているにもかかわらず増加傾向にあり、最近の

2カ年度でのごみ処理量を比較しますと、平成28年度が4,551トン、平成29年度が4,608トンと57トン増加しております。また、ごみ処理費用についてもじんかい処理費の決算額で対比しますと、平成28年度が2億5,700万円、平成29年度が3億600万円と4,900万円増加している状況にあります。ごみの排出対策といたしましては、資源物のリサイクルを推進するため資源物の分別収集を実施し、また平成27年10月からは民間事業者と連携して生ごみの分別、資源化を実施するなど、資源循環型社会の形成に向けて取り組んできたところであります。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおりごみの処理量は増加傾向にあることから、ごみ処理のあり方を見直しする必要性が生じているところであります。このような状況から、さらなる抑止策として家庭ごみの有料化の導入を検討しているところでありますが、あくまでも家庭ごみの有料化はごみを減らすための1つの手段であることから、今後も有料化とあわせ、環境教育、出前講座、再利用の促進、啓発活動などさまざまな環境施策を総合的に展開していきたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、ごみ不法投棄への対応についてお答えさせていただきます。

山林の荒廃、耕作放棄地の拡大は、菅原議員が懸念されますように不法投棄の温床となり、投棄物によっては水質汚染や土壌汚染を招き、悪臭、害虫発生の原因にもなり、私たちの健康や生活にも悪影響を及ぼすことが危惧されるところであります。不法投棄は、ごみ処理経費の節減などを理由に一部の心ない方の行為で後を絶たないのが実情でありますことから、これからも根気強く不法投棄は犯罪であることを周知徹底するとともに、このような不法投棄をなくすために、気仙沼保健所を初め関係機関と連携し不法投棄の巡回パトロールを強化するなど、投棄物の早期発見及び不法投棄の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目のご質問、家畜排せつ物処理の現状と対応についてお答えいたします。

家畜排せつ物の処理につきましては、平成16年の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、いわゆる家畜排せつ物法の制定により、管理基準の対象となる農家では、一定の施設整備、堆肥化处理等により野積み、素掘りは減少してまいりました。しかしながら、管理基準の対象外となる小規模な畜産農家については、排せつ物の発生量が少ないことや自己所有の農地、草地に還元することでの野積み、素掘り等が解消される可能性が高いことから管理基準が努力義務となっており、野積みや素掘り等に対する不安の声が寄せられております。

家畜排せつ物の管理につきましては、水質汚濁や富栄養化の原因となる物質が河川や地下水へ流出、浸透しないよう適切な管理が望ましいと考えておりますので、早期の農地還元や耕

畜連携の推進による生活環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、町長から答弁をいただきました。かなり長くなることは承知しておりましたが、なかなかメモをとるのが大変でありました。しかしながら、通告した以上、いろいろ聞いていきたいと思えます。また、多少細かいことも聞くとお思いますけれども、これも議会だよりに掲載する都合もありますので、その辺はご容赦お願いしたいと思えます。

1点目のクリーンセンター、35年以上たつて、いろいろなことで問題が発生している。それを承知しておりますけれども、当初予算において、あの辺のリサイクルセンターの何か建設に係る設計の予算が計上されておりましたが、ということは何年計画というのか、どのような計画でもって施設をどのようにしていくのか。例えば、面積の使い方とかいろいろあると思うので、その辺の基本的な考え方をちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、ご指摘のようにリサイクルセンターの基本構想の策定ということで現在鋭意進めてございます。内容等で今どの辺まで進んでいるかということにつきましては、担当の課長から答弁をさせたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、リサイクルセンターの基本的な考え方ということでございますが、まず、現在はごみのリサイクルセンターということで資源ごみの組成、この分の搬出量、実際どれぐらい、どういう種類のものが出ているか、それで今後どういう形で量がふえていくのか、減っていくのかという分析の状況です。それと同時に、リサイクルセンターにつきましては、搬入の面積とそれから処理面積、それから排出の面積ということでございまして、要はためておく施設を何日ぐらい設定するかということによって面積が異なってくるような状況です。回転数を多くすれば小さい単位で済むと。ただ、保管しておく施設も必要ですので、その辺の分析を含めて現在検討しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いろいろなことで搬入とかさまざまなことで今検討中、いろいろな数字的なあれして、最終的にはその数値をもとにいろいろ設計に入るとお思うんですけれども、当初予算でもう設計料というのは多分1,000万円だか2,000万円だかあったように記憶しております。その折に、私はどういうことかという、さらっとは聞いた記憶がございます。まだあれでしょう。だって、先ほど答弁にありましたように人口が減っているんだけれども、ちよっ

とごみの排出量は多くなってきているということは確認しましたけれども、私にとっては、あそこで設計料が提案されたということは、ある程度の計画があってこれからやるからということでそういう予算を計上したと認識していたんですが、ちょっとこの辺の考え方について、私の考えとそちらさんの考え違いがあるもので、その辺を教えていただきたいと思いません。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に面積等が決定した段階での業務発注ということではなくて、基本的には整備の基本構想業務、これを発注するということでございますので、今、環対の課長が説明申し上げましたように基本的にどれぐらいの面積が必要なのか、要するに、そこには当然のごとく何日間そこに保管をしていくのか含めて、そういうことを含めての構想を業務発注ということでございますので、そこはひとつご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 補足いたしますと、廃棄物処理施設につきましては、現在、基本構想という形、一般的に処理施設をつくるとなると、基本構想の次に基本計画、実施計画、それから環境影響評価等の作業が出てまいります。そういうことを考えますと、おおむね5年程度はどうしてもかかってくるのが一般的でございます。この一番最初の基本構想を今検討しているということでございます。説明が足りなくて大変申しわけございません。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） じゃあ、そうすると私のちょっと認識が違っていたということですよ。あるいは、基本構想そのものをやって、段階を踏んでいって、最後は実施計画になるという、そこで私のちょっと認識が違っていた、それはそれで了解しました。

今、ついでといたらあれですけども、あそこを整備するに当たって、リサイクルセンターとはいつつも、これまでと同様に、やっぱりごみの搬入も続けますよね、これまた同様に。そうした場合に、例えば、搬入に当たってトラックスケールとあと事務室、今はちょっと離れていますけれども、あの辺をやっぱり業者とか業者ならず個人的に搬入する場合においても、いちいちトラックスケール乗って、そっち事務室行ってとかありますけれども、ぜひ、今後、整理するに当たって、事務室からすぐ目の前にトラックスケールがあるとか、そういうことも踏まえているいろいろ設計に当たっていただきたいと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと私が認識不足かどうかわかりませんが、トラックスケールがありまして、入って行って、そのトラックスケールに乗って、重量は事務所ではかります。トラックが下りて、そして荷物を搬出して出して、その後に事務所の前に車が来てとまって、そこで精算するという形ですので、別にトラックスケールの事務所の隣になくても余り利用する方々にはご不便はないのかなと私自身はちょっと思っていたんです。ちょっと認識不足の場合は環対の課長から答弁させますが。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 現在の施設につきましては、あくまでも焼却というものを前提とした建物の配置となつてございます。ですので、通常、大きな車が入るということで一番最初に入ってから計量を行うということで、通常ですとピットのほう、建物にごみを捨てて、それから、再度、計量が空になった状態で重量をはかって事務室に精算をするという形の流れとなっておりますけれども、現在は、焼却はもう既に終えて、背後にリサイクル関係、資源物の搬入の裏側になっているものですから、そういう面では、安全面等につきましては大変直接搬入した方にはご迷惑をかけているのは事実でございますが、大きくは流れといたしましては、リサイクルとしてであっても当然一番最初に計量して、その近くに事務所とそれから精算する場所を設けるというのが一般的な配置になってこようかと思っておりますので、その辺は今後詰めていきたいと、検討していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） そういうこと、私もいろいろなことで個人的にもあそこに搬入しているもので、他の自治体、いろいろなところで産業廃棄物処理等についてもいろいろ見たり聞いたりしていますので、今後、整備に当たってはそういうふうにして利用者の利便性を図っていただきたいなと思っています。

ある意味、今後とも町でそういう施設をつくって、また委託なりすると思うんですけども、例えば、従業員の今の休憩スペース、町長は現状をどう捉えているかわかりませんが、私が思うのは、余り今の状況では好ましくないのかなと思っています。今後、整理するに当たって、そういう配慮も必要かなと思っています。老婆心ながらあえて言いますが、従業員のためにシャワー施設とかそういうのもあわせて考えていく必要があると私は認識しておりますけれども、そういう整備に当たって、今後、5年も6年も先のこととなるとは思いますが、基本的な考えとして、それも頭に入れていってほしいと思いますけれども、町長、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 事務所そのものもいわゆる三十数年たっているわけでございますので、老朽化が進んでいるのはクリーンセンターも同じですので、その辺、またいずれ改修等含めてやらざるを得ない時期が当然来るんだと思いますが、その際にはいろいろ福利厚生という観点からも必要な部分については設置していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） そういう考えのもとで整備して行ってほしいと思います。

あと、衛生センターも築三十何年たっているということでございます。震災後、特に合併浄化槽等の普及で、先ほどちょっと答弁ありましたけれども、当時のし尿処理が、当初は目的がそうだったんですけれども、現在は浄化槽の汚泥が多い、そういうことでありますけれども、施設の稼働的には、例えば、当時の1万8,000人ぐらいの人口を想定して、いろいろ1人1日幾らの排出量と思って、そういう数字のもとに今の施設をつくったと認識しておりますけれども、先ほど言ったように震災で人口が減った、あるいは合併浄化槽の増加でし尿の搬入量が減った。そうすると、これまで80%の稼働だったのが60%あるいは55%、稼働は、下がっているのかなと。そうすれば、機械を無理なく稼働して、やっぱり耐用年数も延びてくるのかなと、そんな素人の考えをしていますけれども、そういう意味で年間の機械の修繕とか維持管理費が結構かかっていますけれども、延命化というところを考えた場合に、今言ったようなことでマックス100だったのが、今、例えての話ですけれども、60%ぐらいの稼働だというのならそれで延命になっているのかなと、そういう素人考えですけれども、その辺の考え、認識はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 衛生センターについては、基本的な考え方とすれば、延命化をしようということで考えてございまして、これから5カ年計画で年間約4,000万円ぐらいをかけて修繕を施していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 補足いたしますと、建設当時、し尿が28トンに対しまして浄化槽汚泥というのは2トンの設計でございました。それが現在は6対4という形で非常にし尿が少なくなりまして、防集等で個別浄化槽がふえたことによって無機質、栄養分の少ない汚泥が搬入されるようになってきております。ですから、当初は栄養分があつて生物処理、バクテリアで処理が簡単にできたんですけれども、現在、無機質、栄養分の少ないものが入っ

たものですから、時間をかけながらしているのが実態でありまして、そして内容も薄くなっております。濃縮汚泥の質も、結局、無機質の汚泥なものですから薄くなっているということで、その分、薬を使いまして沈降等、下に落として、上のきれいな水は当然放流するわけですけれども、下にたまる分につきましてはバクテリアがなかなか食べにくいものですから化学薬品を使いまして下に沈めまして、沈めたやつを濃縮汚泥という形で脱水して焼却していると。その一部が南三陸B I Oに余剰汚泥として搬入しているということで、施設の軽減化が図られている。一部は、残った分につきましては肥料として無償で農地に還元しているということでもあります。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 先ほど、町長、5カ年計画で年間4,000万円ぐらいの予算でやっていくということでありました。トータルだと2億円になりますよね、そうすると。例えば、年間4,000万円というと結構大きな金額だと認識しますけれども、この場で大体、この分野にこういうお金がかかっていくんだとか、この分野で毎年こうやっていくんだとか、あるいはこの分野は分野で5カ年計画でやっていくとか、その辺はいかがでしょうか。知っている範囲、わかる範囲でお願いします。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 1年に4,000万円で5年ということでございます。また費用につきまして、衛生センターにつきましては、まずし尿と浄化槽が上のごみ等は処理しまして受入槽に入る、それが第一曝気槽、空気と触れあっていって、曝気と沈降を繰り返して最終的に処理する構造ですから、当然、ブローア一等が、いろいろな設備が入ってきます。ですから、ほとんどは設備の消耗品としての更新期が来るものですから、それらの更新ということになるわけです。

それから、受入槽とか攪拌槽につきましては、大分水が触れる分につきましては腐食が激しいものですから、そこを塗装し直すという作業と一緒に並行して伴うという部分で、それらの設備に関する改修、修繕等の費用がほとんどでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） わかりました。クリーンセンターはそういうことでいろいろやって、段階的に踏んで、やっぱりいずれも5年あるいは6年かかる、いろいろな実証というか数字的なものを含めて、わかりました。

それで、衛生センターも今言ったようなことで消耗品の取りかえとかそういうのが主だとい

うことで、そういうふうにしてメンテナンスをやっていけば、故障したりそういう突発的な事故もかなり防げるのかなと、そういう考えであります。鋭意努力して行ってほしいと思います。

次に、焼却、最終処分を他に依存している我が町でございます。この間、結の里のところでめぐるステーション、ごみ収集について実証試験を行ったわけでございます。町では、平成16年に第2次総合計画において、いのちめぐるまちという理念を掲げて取り組んできたわけでもありますけれども、現在のごみの資源化率16%、国は多分19%だと思いますけれども、国の平均より資源化率が低い。この計画の中で南三陸町が資源化率48%、そうっております。

それと同時に、先ほど言いましたように我が町ではダイオキシン問題で町での焼却を断念して気仙沼市に委託、それが現在も依存している。焼却灰は、最初、私の認識では、当初、福島県に行ったり青森県、この辺、あの辺行ったり、今度山形県に行って震災に係る放射能問題等でなかなか大変でいろいろなことがありまして、現在は秋田県小坂町に最終処分をお願いしている、そういう現状はとくと認識しております。

そういう中에서도、10月2日から11月30日まで、結の里のところでそういう実証試験をやった。私も何回かあそこに顔を出して、町長、今議会でも、あれは報告ですか、答弁でしたっけか、そこでモデル地区を選定して、当時、目標が100世帯ぐらいだったのが400世帯ぐらいになった、会員数になったということを知っておりました。それで、アンケート等もとつたし、私も実際に行ってみたり聞いたりしてしまして継続を求める声結構あったんです、継続。今回の実証試験は民間さんの全て持ち出し、町も協力はしますけれども、そういうことで実証試験をやったと。その結果、成果等は町長にも多分報告はあると思うんですけども、その報告をいただいたか。私が今言ったアンケート調査に基づくと、継続を求める声が圧倒的に多かった。その辺の考えと対応について伺います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 当該事業者からおとといですか、めぐるステーションの報告ということでいただきました。基本的に、今、ちょっと菅原議員もお話ししておりますように、当初想定100人というのが最終的には400人の方々が利用して大変好評だったということで、アンケートにつきましても、利用している方々全員が引き続きこういっためぐるステーションのような施設といいますか場所を設置していただきたいという要望があったという内容等についてはご説明いただきました。それを受けまして、これから町としてどうするのかということについては、改めて検討させていただくということでお話はさせていただきました。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長に報告があったと。それで、私も言いましたような100人の目標が400人になった。それで町に報告があった。町として検討する。検討はいいですけども、せっかく民間が、こういう事業者さんがいろいろな方の協力をいただいて、もちろん町も協力していますけれども、こういうふうにして想定外です、それこそ。想定外の効果というかそれがあつたと、私はそういう認識であります。せっかくそういうふうに盛り上がった事業を、きのう、おとといあたりもいろいろ鉄は熱いうちにと、やっぱりこれまでなかった活動をして今動き出しました。何もないところから動き出すのでは非常な労力が必要なんですけれども、こういう動き出した今ですから、この機運の盛り上がり、将来的にはいろいろな第2次計画の中で考えていると思うんですけども、こういう盛り上がった機運をこのまま消滅させるのではなくて、行政ですからきょう言われたからあしたするというわけにもなかなかいかないのは承知しておりますけれども、ぜひ、そういう形でめぐるステーションをまた復活して、今回はもちろん町でやると、そういう考えはお持ちではないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 当該事業者からこの2カ月間の結果について報告をいただきましたが、基本的に今度は、最終的に全町を対象にしてやるとなったときに、財政的な問題とかさまざま問題が出てくるのは、これはもう容易に想像できますので、トータル的に我々としてもその辺の問題点、課題を探らなければいけないと思っております。今回の実証実験で、これでよかったから最終的に全てじゃあ全町でやろうとゴーサインを出すには、やっぱりそういった精査もこちらではしなければいけないという立場でございますので、決して私は否定しているつもりもないですし、基本的にはその事業者の方々の目標は、全国で今一番資源化率の高いのが九州か、83%ぐらいだということですので、何とかそれを上回って全国一の資源化率を目指そうという高邁な精神については、私どもも全くそのとおりでありますし理解を示してございます。しかしながら、今言ったように課題はどうなんだろうと、そういうことも含めて検討しなければいけないと私は思っておりますので、別に否定的な検討ということではなくて、その辺の考え方ということについてはひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、町長、事業者さんは全町的なということでもありますけれども、それは将来的に、何年先かわからないけれども、全町的にそれもいいでしょうけれども、今、とりあえず結の里でこういうことで実証試験を2カ月間やつたと、そういう成果があつた。や

っぱりエコタウンへの挑戦ということで掲げている我が町として、そういう民間さんがやってきたことを、まだ町として全町的にやれとは言っていないかもしれませんが、こういう機運が盛り上がってきて、いろいろなアンケートも聞いてきました。ごみ選別に当たって脳トレになる、そういうこともありますし、今までごみだとしてなげてきたのが資源になる。これを分別して、我々がなげてきたのが、今度は改めてこういう細かい分別をして、こういうふうに行けば資源になるということで喜びが出てきたと、そういう、これはアンケートですけども。それで、持ってきた人たちがそこでもって会話が生まれる。今回は、特に結の里のオープンカフェとかあそこがあるから、ちょっと交流の場としてもこれは立地条件がよかったんだという認識はありますけれども、こういうことであります。あとは、厚労省の人も日曜日ということでわざわざ出向いてきたとか、環境省も来ていろいろな話をしている。こういうことで、そういう中央の方々も注目するような動きなので、全町的には将来的にはいいですけども、とりあえず今回、こういうふうに盛り上がったあれを、このままで雲散霧消といったらあれですけども、なくさないで、町として、例えば、新年度から同じスペースでやるとか、そういうことが私は必要ではないかと。それこそ、町長の小さな英断でできるんじゃないかと私はそう思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと菅原議員、誤解をしているようですが、基本的に、めぐるステーションをスタートしたのも最終ゴーサインを出したのは私です。こういうことを取り組んでみようということです。それで、事業者の方々が取り組んだわけですので、この取り組みそのものを私が何か否定的なようなお話をしているようですが、そうじゃなくて、これをやろうと言ったのは私ですから、そこはひとつ誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 私からも一言ちょっとお伝えしたいんですが、町民の啓発の部分で民間さんが非常に町民を引き込みながら啓発活動をやっていただけることに関しては非常に感謝している次第です。しかしながら、現場を預かる身としていたしましては、ごみの入り口の部分はより実証実験の中でわかっているわけですけども、出口の分、陰では集めたごみを最終的に分別し、それから処理するという業務が残っておりますので、その分につきましては、先ほど町長がお話ししたような若干時間が必要ではなかろうかという部分であります。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長、ちょっと私の言い方が悪くて、私が町は何もしていない、町長は何もしていないと捉えたかもしれないけれども、それは町も協力していることを先ほど申し述べた範疇に私は入っているという認識だったので、別に、その辺は改めて申し上げさせていたきたいと思います。

いろいろなことで考えもあろうかと思えますけれども、だから町長も、これやろうということで町長が最終的に判断を下したんですから、この前より規模を大きくして、そういうふうに取り組み、私はごみ減量化、焼却も最終処分をよそに依存しているんだから、じゃあ我々のできるのはごみの削減だよ。だったら、それと同様の考えでじゃあどうするんですか、どういう策を持っていくんですか。今、課長が言いました。最終的には、これをクリーンセンターに持って行って、そこをすぐではなくても、最終的には燃やすとかそうじゃなくて、何とかそれをするのが皆さんの考えでしょう。民間が、言葉は悪いけれども、民間というのは最終的には利益につながないとやっていけないんですから、でもそういう目標はあったにしても、そうやって努力しているんです。だったら、こちらでも、じゃあそれを無にしないでこれをどういうふうにして資源化に持っていか、それが皆さんの役目だと私は認識していますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） つけ加えてお話をさせていただきますが、事業者の方がおととい来た私とお話ししましたが、あの方々の今後のスケジュールということも提案として出ております。やるのであれば、来年の7月から半年間やりたいということです。ですから、そういう考えで、スケジュール感でいけば、今、課長もお話ししましたように、全体として取り組んでいくためには課題もやっぱりあるんです。その課題をやっぱり我々としてはどう解決しなければいけないのかと。菅原議員が課題を解決するのがおたくらの仕事でしょうというお話、確かにそうなんです。そうなんです、その課題を解決するのにそれなりにやっぱり時間が必要な部分もございます。

ですから、私は今別にやらないとかなんとか言っているつもりは全くなくて、その課題をまずどうやってクリアするんだということを庁舎内で検討しましょうということで今話をしているのもあって、何もやらないとかなんとかという前提で話をしているのではないんです。もともと事業者の提案が、先ほど言いましたように来年7月からということの提案でございますから、その提案に向かって我々が事業としてやれるのか、やれないかというのは、結構時間ありますから、その間で課題をクリアしましょうということでの今話をしているわけ

ですので、全く否定的な話に捉えられると私もちょっと面食らうんですが、そういう意味ではないということだけお伝えさせていただきたい。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。質問してください。

○12番（菅原辰雄君） わかりました。

事業者さんから来年の7月から半年間やる。課題解決をそちらさん、そうは私は言いました。課長あなた方がそれを考えるべきだと言いました。それは共有していかなきゃならないし、でも、私が今言いたいのは、民間主体になってこういう動きが出てきて、環境問題、そしてごみ問題についてみんながこういうふうに気づかなかったことに気づいて始まってきた。これをこのまま放っておくのはもったいない。せつかく動き出したんだからこれを何とかして、町としても。町としては絶対に課題とか問題あるのは承知しておりますけれども、でも、その中で、じゃあ課題、問題全て解決してから進むとなったら、これまたやらないのと一緒なような感じがします。課題、問題はあるんですけれども、こういう動きがあるのでこの分野は進めていく。最終的に焼却、これもいたし方ないのもあると思うんです。

夜のちょっとテレビ見ていましたけれども、池上彰さんのあれを見ていました。これまでは中国がいろいろプラスチックなんかを輸入してやって日本では売ってストックして行って何十億円と収益を上げていた。それが今は向こうは輸入禁止になってこれをどうしようかという、国的にはそういう課題、問題もあります。ただ、ある意味、その後半で、スウェーデンの取り組みとかそれもやっていました。これはもう国家的プロジェクトですから一町自治体ではどうもならないんですけれども、ただ、この町でできるようなことを、せつかくそういうような機運があったら、それはそのままにしておく手はないので、事業者さんが7月なら7月でいいですから、やっぱり私はもうちょっと町長に、後退とは言いませんけれども、何かまいち、行政ですから、ある意味、成果とか効果も必要なんですけれども、佐藤 仁町長のフットワークの軽さでもって、その辺も取り組みができるんじゃないかと思っていますけれども、再度、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） どうも多分、議員の皆さん方も聞いていて、私は全く否定的な話を言っているつもりは全くないんですが、菅原議員だけが何だか1人でやらないような話をしていますが、決してそうではなくて、例えば、ひとつ言いますが、今度、もう少し規模を広げてやるということです。そうすると、結の里、あの場所ではもう全く狭いんです。提案があったのが、今現在の仮設の消防署の跡がどうだということですが、仮設の消防署は基本災害復

旧で建てたものですから、目的外に使うということについては非常に問題があるということです。その後に出てきたのが現商工会の跡地といますか、あそこは町で利用させていただくので、そのために商工会にあそこを撤収してくださいとお願いして商工会が移るといことですので、そういった場所も全く決まっていないます。そういうことを、どこの場所にどれぐらいの人数の方々が、毎日どれぐらいの車で来て、どれぐらいのスペースがあればできるのかということも含めて、これはもう最低限、いわゆる基本的なことです。こういうことも全く議論も何もしていない中で、すぐこの日からやりますとかという話は言えないという、それ以外の課題もあるわけです。

ですから、私は別に否定しているんじゃないなくて、最低限、もう一度、今度は規模を広げてやるということになった場合に、どの場所から始まって、その辺を検討しないとすぐゴーサインは出せないよという話をしているのもあって、そこはひとつご理解いただかないとと言うしかないんです。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） わかりました。

否定的とは捉えていません。ただ、この動きをとということで今やっているのも、その辺がちょっとかみ合わないのも、やらないわけではないんだけれども、ただ、いろいろなことで今、消防署跡地とか商工会跡地、ただ、今回みたいに結の里のスペース、あの近さとかあれが今回の本当に交流の場としてのあれということで大きな効果につながったと、私はそういう認識でいます。場所選定に当たっては、これはかなり重要な問題だと思います。本格的にやるのであれば、そういう附帯施設をつくれればいいと思うので、わかりました。ここだけで余り時間をとっているわけにもいかないもので、町長は前向きであると。環境対策課長も前向きに考えていると、そういうことで私は認識してこの問題を……。でも、町長、そういうことでいいあれですから、ぜひ、それ以上の前向きなあれでお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ここは後戻りできなくなってしまうんです。当初、この実証実験は100人ということでスタートしまして、結果として400人になった。これは評価が高かったということだと思います。次に第2弾でやるのは、今度は、一応、事業者側のアイデアとすれば、志津川地区と歌津地区ということの2つでやろうということなんです。最終的に、その翌年からは全町でやるということになります。

そうすると、相当、今まで100人、400人の考え方だけで成功したとありますが、今度は1万

2,000人を相手にしてこの事業を行うわけであります。ですから、十二分にその辺の実証あるいは検討課題いろいろ出てありますから、そこをクリアしないでただ単に突っ走るというわけには、これは我々いかない。ですから、1万2,000人の方々全員が参加していただくためには、どのような体制、対応をとらなければいけないのかということを検討しなければならない。

ですから、私が今言っているのは、そういうことを迎えるためには、その前段としてクリアすべき課題をこちらで一つ一つ潰していかなければいけないということをお話ししているのであって、そこはご理解をいただかなければいけないなと思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） それは理解します。それで、くどいようですがけれども、資源化率が16%、現在、国が19%。今回のめぐるステーションは、そういう参加者は少なかったですがけれども、資源化率51%、そういう成果もあるので、町長、本当にこの町は、何回も言いますがけれども、焼却も最終処分もよそに依存しているんですから、まずできることですからそれに本当に努力して行ってほしい。いろいろまだまだそういう成果とかいろいろなこと、アンケート調査がありますけれども、私の時間配分の都合上、これはやめて、あと次に移りたいと思います。

次に、山林の荒廃、耕作放棄地の増大等で不法投棄の発見のおくれにつながるということがあります。私、資料にあると思うので、多分、よその普通の人よりは山の奥とかそういうところに入る機会が多いと認識しております。そのときに、きのう、きょうじゃなくて何年も前に捨てていた家庭ごみ、あるいは自分で使わなくなった農機具、あるいは自動車、そういうのがあります。ただ、不法投棄だって定義はあると思うんですけれども、個人の土地に自分のものを置いたからこれは一時保管だと、そういう理屈も成り立とうと思いますけれども、その辺の考えと対応はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 具体的に、不法投棄ということでございますので、差し当たりごみというものはどういうものなのかという話になりますと、どうしても物として使えない不要物ということでありますので、そういうものを処理施設に持ち込まないで不法に個人の土地なり民地に投棄するというので、ごみを保管する部分につきましても、許可を受けている業者でないとかある程度できないという状況ですから、一般の家庭から排出されるものであれば、当然、事業系から発生したものであれば、クリーンセンターへ持っていただくということになります。当然、ですから、そういう不法投棄というものは一定のルールに沿わな

いで処理する行為を行うものと認識しております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 個人、自分の土地、他人の土地にかかわらず、使わなくなったものをそこに長期間、1日、2日でもそこに置けばもうごみ、それも不法投棄だということでもあります。一番先にお聞きしたいのは、そういう調査等に行なっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 調査という部分につきましては、自主的というよりは気仙沼保健所の産廃事務や、あるいは衛生組合長さんと連携した中で情報があれば、こちらで現地訪問しながら対応しているということでもあります。特に衛生組合につきましては、年2回、不法投棄物の清掃作業ということで、本年も2回実施、毎年2回実施しております。その他にも不法投棄の物件のご連絡がございますので、30年度であれば現在4件ほどそういう苦情がございます。現地確認の上、土地の所有者にその旨連絡すると同時に、処理できない分につきましては町が回収し、クリーンセンターで保管しているという状況です。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町独自では調査をやっていないんですが、気仙沼保健所あるいは衛生組合、その方々で調査をしているということですね。

でも、町長、町の環境とかそういうのを全体に考えたときに、そういう方々だけじゃなくて、町としてやっぱり、先ほど私が言いましたようにラムサール条約にも登録されたと。それだけじゃなくて分水嶺に囲まれた我が町だから、町内に降った雨は全部志津川湾に流れ込むよということであっています。であれば、悪化を防ぐため、あるいはインバウンド等を売りにするのと観光客を招いていく我が町にとって、一面だけきれいでも、一步、例えば、散策とかサイクリングに行ったときにそういうのが目につくということであれば好ましい環境じゃないと思うので、町としての取り組みというのは、町長、考えられませんか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） その前に、基本的にこれはいわゆる不法投棄、町民の方の一部だと思います、こういう方々のやっぱりモラルの問題です、根本的には。それから、町外からおいでなった方々が投棄するというケースもあろうかと思いますが、いずれ、ご案内のとおり南三陸町にはポイ捨て禁止条例も制定してございます。こういう周知も、まずなげないという、不法投棄をしないということのまず意識をしっかりと皆さんに持ってもらうということがま

ず第一義的なんだろうと思います。それに伴って、今、行っているのは、各地区でそれぞれが清掃活動等の、きのうもいろいろ議論ありましたが、いわゆる協働のまちづくりということでそれぞれの地域の環境美化運動に取り組んでいただいて、それからご案内のとおり建設業組合が国道の清掃を含めてやっていただき、それから公衆衛生連合会の方々がこれもまたあわせて不法投棄の回収等もやっていただいているということでございますので、それで十分ではないという思いは菅原議員の思いだと思いますが、基本的に、我々だけではなくていろいろな方々のお力添えをいただきながら、行政行政と行政だけじゃ何とかならない部分はやっぱり地域の皆さん方のお力添えもいただかないと、この問題を解決するというにはなかなか至らない。その原点にあるのは、町民皆さんお一人お一人が不法投棄をしないという、そういうモラルを持つということが大事なんだと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いろいろなことであります。モラルの問題、そうやってしまうとなかなか次にいかないの、そういう意識の啓発活動とかそういうのは必要なんですが、ただ、現在もそういう状況下にある。いろいろ建設業組合とかで道路清掃とかいろいろなことを取り組んでいると今お話をいただきましたが、それでもなおかつ、まだそういうのが現状があるので、町としてそれに対してどうなんですかということをお聞きします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、気仙沼の保健所と連携しながらやっているわけで、全く町がしないということではございませんので、かといって、じゃあ毎日働くのかということにもこれなりませんので、基本はやっぱりそうやって定期的に巡回をするということ以外に、町としてそれ以上の対応というのはなかなか難しいのかなと私は思いますけれども。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 実は、気仙沼と本吉地域の各保健所を中心として、関係機関、海上保安庁、それから各農業・漁業関係の各種団体あるいは県の出先関係も含めて、不法投棄の協議会をつくってございます。その中で、やはりいろいろな不法投棄に関しての情報の共有なり対策を検討している部分もございますので、そういう機関あるいは先ほどお話ししたように衛生組合とも連携しながら、パトロール含めて啓発活動等を強く住民に対して行なっていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、町長あるいは環境対策課長の答弁をいただきました。いろいろな取り組みをしているのは承知しています。でも、現状がこうあるので、それに対してどうなんですかということを私はお聞きしておりますので、現状。そういう建前とか、こういう組織でこう取り組んでいるというのはいいいんです。今、こういうようなことであるんですよと、私は特定の町とかは申し上げていませんけれども、あるんですよと、町でどうなんですかといったときに、毎日毎日できないとかそういう話じゃなくて、現在あるのを私は環境対策課にも一部は報告しています。それに対しての取り組みはどうなんですか。それを聞いていますので、町長、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、先ほど、私も含め担当課長も説明したとおり各関係機関、皆さん方と連携をとりながらということしかあり得ないだろうと思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 関係機関と連携をとるのはいいんです。ただ、多くの町民は法とかモラルに従って適正に処理しているんです、これは。多くの町民は。ただ、ごく一部の町民の方、よそから来て、例えば、車を捨てていくというのはちょっと考えられませんが、そういうのがあるんだよということなので、何か建前論とかそれだけ言っていくとどうなんでしょう。捉えようによっては、わからなければ何をやってもいいんだ、これで逃げ得みたいなことではいかがなものでしょうかということなんです。私は、その辺にいくと、ちょっと、あ、そうですか、じゃあということにはいかないの、だから町長、そういうことです。いろいろわかります、これだけじゃなくて。

ただ、そういうのがあった場合、じゃあ現実にあるのであれば、環境対策課の職員を出して現地を調べてしかるべき措置を考えていくとか、そういう前向きな答えがないと、今言ったようにごくごく一部の人がそういうことで、あるいは不法投棄という概念がないかもしれません。自分の土地に自分の車、自分の農機具、例えば、海に浸かった資材、機材を置いて何が悪いんだ、そういうこともあると思うんですけれども、一般的に考えたときに、やはり町長、何とか、くどいようですけれども、もう1回お考えを述べていただきたい。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本にごく一部の方は特定できないんです、我々は。ごく一部の方が特定できれば、簡単にそれは警察に通報するというのもできますが、残念ながらそれも特定できないという中であって、南三陸町180平方キロの中にあって、町道だけでも3万5,000

キロとかあって、そこを見守るのは必要だと思います。わかります。菅原議員の言うのはわかるんですが、現実としてどこまでじゃあ可能なんだということなんです。

ですから、我々はある意味不法投棄があったという町民の皆さんの通報があれば、こちらで当然のごとくそういった対応はさせていただきますが、全町民の皆様方にご協力いただかないとできないと思っている。何でもかんでも行政が行政がといっても、これはまさしく、きのうから言っているように協働のまちづくりなんですから、環境のここにごみがあるといったら、それはやっぱり地域の方々に、自分で片づけるのが嫌でしたらば、それは町に電話をしてもらおうと、それで町で処理をするということでもしないと、なかなか今の菅原議員のごみのない町、ごみのない町と全て対応するというのは、行政だけでは正直もって限界がやっぱりあります。そこも含めてご議論いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 町長、面積163ではないでしょうか。先ほど180と言っていましたので。

暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開いたします。

12番菅原辰雄君の一般質問を続行いたします。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 先ほど、町長答弁で、私が特定の人と言ったのは、誰々という特定じゃなくて、全町民からすれば一部のという意味であれなので、わかっていればもちろんそういう請求とかあれもできます、指導もできますんでしょうけれども、そういう意味でございました。

やっぱりそうなってくると、モラルとか意識の啓発活動、この辺は町で一段と本気になって取り組んでいただきたい。結果的に、だって今までもやっていないわけじゃないんですけども、いろいろなそういう不法投棄とかさまざまなこと、見回りとか努力はしているんですけども、まだこういう状況でここで指摘されるような状況なので、そのために先ほど町長答弁にもありましたようにいろいろなことをやっているんだけど、なかなかできないということなので、やっぱりもう一度原点に戻って、そういう皆さんの意識の啓発・啓蒙活動に専念していただきたいと思います。

このごろ、歩いて新しいというのはなかなかないんです。これはもう数年、十数年以上たったな、それがあって、やっぱりその辺になってくると先ほど来、いろいろ言っていますよ

うに見回りをやったとかそういうことは答弁もらったんですけれども、ただ、現状、そういう状況が何年も継続してあるということは、そこまで目が行き届かなかったのか、あるいは歩く場所がある意味特定されているのか。そういうことで、例えば、捜査に当たっては犯罪者の心理を突くことも大事なんでしょうけれども、自分が不法投棄するなら見つからないようにと考えた場合では、やっぱりそういうところまで足を踏み入れてそういう活動をしていくべきだなと思います。同時に、先ほど言いましたように、そういう啓蒙・啓発活動、意識改革に取り組んでいただきたいと思います。

あとはその中で、私、常日ごろ、気になっているのが河川にいろいろ、我々の住んでいる地域は年2回ぐらい川の草刈り作業とかやっていますけれども、それでもなおかつ草が生えたり、あるいはこれこそ意識的じゃないにしても農作業で使ったビニールが流れてくるとか、あるいはある地区では田んぼ、畑で使ったビニールが木に引っかかってぶらぶらしているとか、そういう景観的な面もあるので、範疇は多分建設課になろうかと思いますが、そういう現状を、何かといえば定期的にパトロールしている、あるいは住民からの通報で対応する、これはいろいろありますけれども、なおかつ、そういう状況が目につくので、そういうことへの対応、これは環境とか景観とかという大きな視点での話でございますので、建設課にはそういうお願いもしておきたいと思います。ちょっとそんなことで、やっぱり意識啓発のいろいろなことに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 仰せのとおりでございますので、町民の皆さんとともに、どこにごみがあるのかとか含めて情報を得やすいような環境もこちらで整える必要があると思いますので、おっしゃるとおりに我々としても進めてまいりたいと考えております。

河川の関係については建設課長から答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 河川につきましては、議員おっしゃるようにパトロールと町民の皆様からの通報ということが主な手段でございますが、ただ、著しく河川の中にごみがあるという情報はまだいただいていませんけれども、いずれ河川の場合は、道路と違ってそこにとどまるということがないので、上流に捨てられたものが当然川に流されて下流側にたまる、一定の場所にたまるということがございますので、そこは注意しながら業務に当たっていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） やっぱり見た目というのは、その人の感性とかそれによって全然気にならない人、気になる人いろいろあるので、なかなかそういう情報提供も少ないのかなという思いもしますけれども、今、例えば、言葉尻つかむようでもちょっと申しわけないですけども、捨てるという表現がありますけれども、やはり畑とか田んぼで使ったビニールとかそういうのも捨てるんじゃないくて、例えば、それこそ保管していたのが強風であおられてそっちに行ったりとか、そういう場合が多分多いと思うので、捨てるという認識は、済みません、言葉のあやかもしれませんけれども、改めていただきたい。捨てるとなれば、故意にやったということでもう犯罪の範疇に入ると私は思うので、そういう点もよろしくお願ひしたいと思います。それで、町長からは前向きな答弁をいただきました。

あとは、ちょっとここで触れたくないんですけども、以前も言っていました三陸道を走ると枯れ木、特に松枯れが随分目立つんです。あれも個人の山だから何ともならないという話も伺っていますけれども、でもやっぱり南三陸町に来て、ああ、よかったなど、おいしいもの食べて海もきれいでよかったなどという帰りに、ぼっと海岸インターあるいは志津川インターから乗って、水界トンネルに行く手前なんか見たときに、あら、これまでよかったのが帳消しになるようなことも考えられますので、これといった具体策がないのは承知していますけれども、鋭意、その辺についても環境という観点から考えて取り組んでほしいと思います。これは建設課というよりも農林課の分野かなと思うんですけども、そういう意識を持って当たっていただきたいと考えております。

次にですけれども、堆肥という言葉というよりも家畜物の排せつ物、そういうことで先ほどの答弁では、平成16年にそういう法律とかもってあわせてそういう施設を整備したということとは重々承知していますけれども、それでも頭数の少ない方は除外になっていた経緯もありますし、そういうことをやったんですけれども、何せ乳牛だと1日何十リットルで排せつするという数字的なものもあるようでございますけれども、それはさておき、毎日発生するものでなかなかの保管とかそういう状況が行き届かないところもあるのではないかと私は懸念を持っているものであります。そういうのを含めて町への苦情とか、あるいはまた町で自主的に調査とかそういう指導とかというのものもあると思うんですけども、そういう状況はいかがでしょうか、町長。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどの答弁でもちょっとお話をさせていただきましたけれども、そういった地域の方から不安の声については寄せられているという実態はございます。詳しくは

農林水産課長から答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 議員お話しされたとおり、苦情等寄せられる場面がございます。実際、現状として定期的に町が巡回というところはやっていない状況でございますけれども、ただ、家畜保健所等に関しましてはそういった野積みの状況等というだけではなくて、それも含めて家畜の飼育状況の状況調査ということで定期的には巡回指導を当たっているというところでございます。町といたしましても、そういった苦情を寄せられた場合は、家畜保健所関係課と協力して指導に当たっているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長から、そういう苦情が寄せられているということでありましてけれども、苦情といってもいろいろあると思うので、例えば、においとか実際にそういうふん尿が野積みされているとか、そういういろいろな種類があると思うんですけれども、細かいことですが、どういうのが多いのかお聞きいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） やはり一番多いのはにおいの問題、あとは周辺の河川にそういったものが流れ出るおそれもあるんじゃないかということでの苦情という部分がほとんどでございまして。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） においとか河川に流れているおそれがあるとか、それはなかなか大変でございまして。平成16年にそういう法律ができて、例えば、地中にしみないように床をコンクリートにして上屋を建てるとか、でなかったら防水シートみたいなものを敷いて一時的に置くとか、そういうあれがあってそういう対応はしていると思うんですけれども、それでもなおかつ処理というか保管できかねて最終的に野積みになったりとか、そういう状況とかはないんでしょうか。そういう点についてお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） おっしゃるとおりコンクリート張り、あとは防水シートを敷くという部分は努力義務ということの中でございまして。なおかつ、処理できない部分というところに関しては、実態としてはございまして。そういった部分に関しましては、耕畜連携という部分のバランスが崩れているというところで、原因としてはですけれども、それに対する対応という部分に関しましては、今現在、圃場整備、あとは復旧農地という部分、補完工事

がまだ終わっておりませんので、そういった部分で今後、そういった耕畜連携の中での肥料の施肥という部分がこれまでよりはふえると考えておりますし、農業委員会等を通じて啓発、啓蒙といった部分を強化してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） わかりました。

やっぱり先ほどのあれでコンクリートか防水シート、これは努力義務ですか。法的に何頭以上とはという縛りがあったと私は認識しますけれども、これは努力義務だったのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 済みません、言葉が足りませんでした。

例えば、牛10頭以上、豚100頭以上といった畜産農家に関しましては法適用の農家。ただ、当町の全畜産農家57あるうち、25の畜産農家が適用外の農家でございます。そういった部分に関しましては、そういった汚水が飛散したり流出したりしないような形での努力をしてくださいというところでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） わかりました。57戸のうち25戸が適用外で、先ほど言ったコンクリートあるいは防水シートが努力義務ということですね。

私が見るところによりますと、やっぱりそういう堆肥舎、いろいろなお金をかけて自分のところで攪拌して堆肥をつくっているところもあります。でも、そういうのは全部、山の奥にそういう施設が多いので、よっぽど管理をしっかりとしないと、そこで全てきれいにできればいいけれども、搬入のとき、道路が悪かったりとかとあるので、やっぱりそういう山奥ですから舗装じゃないので、そういうところを、例えば、ぬかるんでどうしようもないというときには積極的に碎石を搬入してやるとか、いろいろな手だても、これはもちろんそっちから言ってもらわないとだめなんでしょうけれども、そういう手だてをして、何とかそういう観点からお手伝いをできないのかなと思います。

義務づけられているところで、上屋、例えば、コンクリートの床をつくってやって、それでもなおかつ、そこに収容し切れない農家はあるのでしょうか、ないのでしょうか。その辺、確認していますか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） あるかないかと言われますと、ある場合もあると。要は、年中、上屋があるところからはみ出ているということではなくて、時期的な部分で、一時期そうい

った野積みしているところが見受けられるというのはあるというところでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 野積みというさっきお話もありましたけれども、やはりこれもいろいろな面で大きな視点で捉えて、それこそ1年に1回でも2回でもいいから調査をしていくべきではないのかなという思いであります。あるいは、また時期的なものだったらいたし方ないのでもありましようけれども、上屋とかそういう施設があっても、やっぱりそこからはみ出すということがあるのであれば、環境対策、景観、においとかそういう対策の意味からもして、町でお手伝いしてそういう施設を整備して、それをなくすような努力も必要だと思うんですけども、これは町長、どうお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それぞれの農家の皆さん方も鋭意努力はしていただいているという認識はしておりますが、残念ながらそうでないケースもあって、地域の方々からいろいろなご意見もいただくということも事実でございますので、そこは町としてもしっかりと指導体制をしながら取り組んでいく必要があると思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長、指導を含めやっていくということでもあります。先ほど言ったように、もしこういう資金的な面も大変だからということであれば、町としてもいろいろな面で補助なり出して、そういう前向きな取り組みも必要ではないかと考えますけれども、町長、そういう面で、もしそういう申請があればどう対応しますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、現実としてそういう想定の内々ゆる制度としていないので、今ここでどうなのと言われても残念ながら今ここで即答できるという対応ではございませんので、そこはひとつご理解いただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） そういったはみ出る部分というところに対する補助というところ、今、町長が申し上げたとおりでございます。ただ、新たにつくるとかという部分に関しましては、補助制度とか融資制度というところは国・県の補助金の中でございます。

ただ、恐らく、今、議論になっているのはあるんですけども、時期的にそういった野積みが一時的にふえるという部分に関しましては、例えば、補助というよりは先ほど議員からお話があったように、碎石ですとかそういった、あとは堰を通じて河川に流れ込まないような措

置という部分は考えていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 碎石はともかく河川に流れ込まないように措置となりますと、沈殿池みたいななのをつくるということを私、今、考えたんですけども、あとは先ほど新たな施設という表現をされました。今あるんですけども手狭だからということも踏まえて新たな施設、捉え方でよろしいですもんね。わかりました。

いろいろな面で1次産業、特に農林業は大変だということをきのうもいろいろありますけれども、こういうことで努力はしているんですけども、何も努力していない人にどうのこうのじゃないんです。ある意味、こういう努力はしているんですけども、なかなか対策が追いつかないと、そういう状況の方も多々あるかと思えます。そこは故意にやるか、そういう線引きが難しい面もありますけれども、やっぱりその人たちの身に沿った形で支援とか応援をしていっていただきたいと思えます。

あと、ちょっと逆戻りしますけれども、今、においということでありましたけれども、以前、志津川の加工団地というかその辺で臭気についてちょっと苦情を聞いたことがありますけれども、それへの対応とかどうなって、現状はどうでありますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 今、お話の件は水産加工ゾーンの民間の事業所の関係と推測するところでございますが、当初、木質のチップを使った水処理施設を一度つくったわけですが、木質チップが地元材のチップを使ったみたいなんですけど、どうしても水処理には合わないということで苦情があつてから、ちょっと入れかえ作業を行ったようです。1週間程度作業を行って、先日、一応、事業が完了したということで電話の報告がありましたが、私たちもその間、現場に行つて悪臭の状況あるいは水処理の状況、河川等へ足を運びながら確認していたんですが、においは大分おさまってきていると。水質も一定限おさまっているということで、この辺のは継続して保健所とともに特定施設ということで届け出を出しておりますので、連携して今後もその状況を監視しながら見てまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） じゃあ当初の悪臭は解決して、当初、原因は処理能力以上の作業をしたんじゃないかと、そういう憶測もあつたんですけども、結果的には木質チップが合わなかったということで、それは大丈夫なんですか。例えば、時期によってにおいが発生したり、その時期だけ大量に処理をしたから処理能力を超えたとかそういう状況もあろうかと思

うんですけれども、入れかえをして、当時より涼しくなってきた発生が抑えられたということも考えられますが、お互い専門家じゃないので、そこでどうのこうのはできないんでしょうけれども、これから継続して調査とか対応していくということですね。じゃあ、新たにまた暖かくなって来年になってそういう状況が発生したら、また一からやるということでございますか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 一定量、1日大体平均50トン以上の例えば水産加工とかする部分につきましては、保健所に特定施設の処理方法とかいろいろ届け出をする制度になってございます。今回の場合もその届け出処理はしてあったんですけれども、処理工程の中でどうしても調整する期間が十分にはなかったということが要因の1つとして挙げられましたことから、施工業者である業者が1週間ほどずっと現場に立ち会いながら改善対策を行ったということで先日電話があって、町に対しても業務が一応の目安はついたのでということでご連絡がありました。その旨、保健所にもご連絡が行っているということで今後も特定施設の機能、悪臭とか水質が十分、一定の水質基準がございますので、それに合致しているかどうか、しばらくの間、様子を見ていくということでもありますので、今後も引き続き我々も注意しながら観察していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今回みたいに一定の場所、事業者、これが特定されればそういう対応もできます。ただ、先ほど私が言っているような環境という全般にとられたときに、不法投棄とかそれは特定できない。やっぱりそれができるのは、やるのは、いろいろなことで足を運んで調査をしながら、それも町だけじゃなくていろいろなところと連携しながらやらないとできないことだということです。

あとは、家畜のふん尿の対策についても課長からいろいろ聞きました。やっぱりその方々の身になって親切に対応して、お互いによくなるように努力をしていくことを切に希望して、私の一般質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で、菅原辰雄君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、及川幸子君。質問件名、1、少子高齢化対策について。2、町の滞納整理の現状について。以上2件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇、発言を許します。7番及川幸子君。

〔7番 及川幸子君 登壇〕

○7番（及川幸子君） 7番及川幸子です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、少子高齢化対策について登壇にて町長にご質問させていただきます。

1点目、これからの当町では、人口減少問題が避けて通れない問題と危惧されますが、その対策をどのようにお考えなのかお伺いします。

2つ目、出生率を上げるための施策があれば具体にお聞かせください。

3点目、今年度、地方創生推進費で結婚活動支援事業委託料を計上しているが、その進捗状況と今後も継続するのかお伺いします。

4点目、元気な高齢者がふえています、このような人材を活用していくための施策をどのように考えているのか。

以上4点について登壇よりご質問いたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の1件目のご質問、少子高齢化対策についてお答えさせていただきますが、まず1点目のご質問、人口減少問題の対策についてであります。平成27年度に策定いたしました町の総合戦略まち・ひと・しごと創生法に基づき、少子高齢化、人口減少への対応と活力ある持続可能な地域の実現に寄与することを目的とした計画であります。この計画の実施が町の人口減少対策であると考えております。総合戦略では、基本目標と新規雇用者数等のKPIを設定した上で、24の事業を実施しております。これら事業の成果等については、毎年度、総合戦略推進会議において報告を行い、目標達成に向けた改善事項等を検討しているところであります。

次に、2点目のご質問、出生率向上の施策及び3点目のご質問、婚活事業の進捗状況については、関連いたしますのであわせてお答えさせていただきます。

人口減少対策として出生率の向上を図ることは重要であります。総合戦略の基本目標のKPIとしても、平成31年度において合計特殊出生率を1.4以上とすることを掲げており、これを実現するためには、若い世代が南三陸で結婚し安心して子育てできる環境を整えることが必要であると考えております。このため、総合戦略におきまして各種子育て支援事業を掲げ実施しているほか、今年度は新たに婚活活動支援事業を実施することとしております。婚活支援活動事業につきましては、現在、事業者の選定を行っているところであり、1月にはマナー等のセミナーを開催し、婚活イベントを2月ごろに開催する予定としております。

次に、4点目のご質問、元気高齢者の活用方法についてお答えします。

制度上は高齢者を65歳以上としておりますが、このうち65歳から74歳までの前期高齢者につきましては、ご存知のとおり地域での役員を務められるなど多くの方が生涯現役を目指してご活躍いただいているところであり、むしろ地域の主体となっているところでもあります。こうした姿は今後とも継続していただければと思っているところでもあります。

一方、75歳以上の後期高齢者の方々につきましては、やはり体力的にも弱くなるわけでありますので、在宅での生活を継続するためには要介護状態となることを予防していくこと、要介護状態になったとしても能力の維持向上に努めることが大切となります。つまり、有する能力に応じ自立した日常生活を営むという介護保険法の目的に基づく高齢者自身によるセルフケアがより重要となってまいります。

このようなことから、地域包括支援センターでは、介護予防の観点から一般介護予防事業の一環として地域で活動している自主グループがいきいき百歳体操を実施できるよう普及啓発をしております。このいきいき百歳体操は、それぞれの自主グループが自発的に週1回以上の頻度で行うことを条件としておりますが、現在、町内全地区14団体200人を超える参加があり、いきいき百歳体操を実施している状況となっており、体操の効果とあわせて仲間づくりや社会参加につながっております。こうした活動は元気な高齢者が地域での活動を支える担い手になっております。

今後も、高齢者が主役となり活躍できるコミュニティーづくりをお互いに支え合いながら暮らし続けられる地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、まず1つ目、平成27年につくったまち・ひと・しごと総合戦略に基づいて、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、24項目とおっしゃいましたでしょうか。24でよろしいですね。24項目の中からやっているということをお伺いしました。

その中で、今、国会では外国人の働き方改革について法整備を議論している真ただ中でございます。当町の企業で働いている技能実習生の数と賃金、男女の比率、ご存知であればお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 昼食のため休憩いたします。再開は1時10分といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

10番高橋兼次君が退席しております。

7番及川幸子君の一般質問を続行いたします。

最初の質問の答弁から。商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、外国人の技能実習生のご質問でございましたので私のところからご回答させていただきたいと思っております。

この登録制度につきましては、町が直接的に関わる事務というのはございませんでして、町がかかわる事務といたしますと、90日以上の中長期の滞在本町にされる場合には在留カードというものの所有が必要になってございまして、その手続のために住民基本台帳への登録が生ずるということでございまして、先ほど確認したところ、11月30日現在で、外国人技能実習生として当町に登録をいただいている方は120名となっております。

なお、済みませんが、男女の比率につきましてはちょっと把握しかねてはいるんですが、おおむね女性のほうが多いという傾向にあると思われまして。

さらに、直接的に把握する事務というのはないんですが、労働力不足というような話題があった際に、当課で、水産加工になるんですが、中心にちょっと聞き取りをしたところ、本年1月の段階で105名というような数字を把握してございまして、おおむねの方が水産加工業で技能実習をされているんだろうと把握してございまして。

なお、残念ながら賃金給与の体系につきましては把握してございませんでして、国が、ちょっとデータ古いんですが、2012年に公表しているデータの中に、平均的な賃金として約12万円という数字はあるようございまして。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 及川です。

ただいま、当町では、町としてはかかわりが無いということなんです。ただし、なぜ私がここに上げてきたかということ、これだけの私はまさか120人、1月で105名という方がいるとは思わなかったもので、せいぜい五、六十人か、私も聞き取りしました。そうしたら、1社で22名ほど雇っているという会社もあるので、3社、4社で五、六十名ぐらいなのかなと思っていたら、すごく多い数で今びっくりしています。これも、先ほど課長が3カ月とおっしゃいましたけれども、国の制度の実習生は3年滞在するということなんです。ですから、人口の減少問題には、すごく3年といえども、その3年間というのはここに住所置いてここで生活するわけですから、100人の方がふえるということをおっしゃいます。

そうであれば、地元の水産加工、ただいま水産加工場に仕事が多いとおっしゃいました。働

き手がないということは重々会社の人たちも、震災後、特にそうなんですけれども、これで心配しておりました。この技能実習生がそのぐらい100人も来ているとなれば、どの会社も大助かり、生産性が上がるのかなと思っております。大変ありがたいことなのです。

男女の比率は女性のほうが多いということなので、私も町で見かけるとやはり若い人が多いんです、夕方の買い物なんかで来ていると。そうすると、もちろん外国に家族を残してきている方もおりますけれども、大概独身で来ている方たちが多いんです。そうした場合、この実習生の人たちを働いて、はい、さようなら、3年で帰すというよりも、その人達をどのように町で受け入れして、町では関係ないといえども、そういう会社と連携をとりながら年に数回でも交流会などを考えていくことも必要なのかなと。この次の2番の結婚問題にも入るわけですが、こういう100人もの人に来て働いていただいて、そして帰してというようなことよりも、そこに町としてかわりを持つということが大事ではなからうかな、次のステップに進んでいくのかなと感じられると思うんです。

そういうところがありますから、今後の展開として町長の考えを、突然のことと言われるかどうか分からないんですけれども、どのようなお考えに立たれるかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 母国を離れて今国外で仕事をしているということになりますと、どうしても寂しさとか異郷の地で言葉も含めてなかなか慣れないという方々がほとんどだと思います。そういった観点で、そういった方々のおもてなしという意味も込めて、例えば、パーティーとかというのが必要だと思いますが、ただ、これは町で開催するというのではなくて、企業の皆さん方のご意向を伺いながらということになろうかと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 言葉がしゃべれないのではなくて、私は、ここに技能実習生として来るには、向こうで日本語をある程度話せる人たちです。会話も片言ながら買い物もできる、そういう人たちが来ております。ですから、そこはそんなに問題がないのかなという思いがするので、今後、直接的にできないのであれば、そういう会社さんの協力ももらって、会社ごとにするのか、あるいは組合、ここに来るからには組合があってそこを通じて来ていると思うんですけれども、その人たちとジョイントを組みながら町でも底上げに支援をしながらやっていけば効果というものが出てくると思うんです。全員でなくても、その中の1人でも2人でもいいと思うんです。それが3年ごとの更新でまたこの地域、南三陸町がすばらしいからまた行きたい、そうなっていくといいんじゃないかなと思うんです。

確かに、震災後、来たときは店もない、何もない、そういうところで、日本というところ、仙台とか都会をイメージして来ると思うんですけども、震災後、特に何もないところに来て逃げ出したというような事例もございます。今は便利に環境もよくなって、当町でもお店もできて大分震災後とは違っております。そういうところからしても、大事な事業、技能実習生でなかろうかなと思われまます。

それから、交流会に来ていただいたとき、何をどのように、この町に来て仕事を通じて、海外に行って結婚するとかさまざまな問題を抱えている、そういうことに対してのアンケート、そしてまた、今後、この町に住み続ける可能性があるかないかとか、さまざまな問題をアンケートにして交流会のとき、そういうことを聞くのも1つの方法ではなかろうかなと思われまます。やはり、日本人と違って外国人の抱えている問題というのは、私たちにはわからないところが多々あると思うんです。生活環境、文化も違うので。その辺も共有しなければならないのかなという観点から、そういうアンケートのようなものも大事でなかろうかな。そして、来ている人たちのニーズを拾っていくということも大事なことだと思われまますけれども、今後、こういう、先ほどの町長は会社との連携だと言いますけれども、それをしていくために、どのようにこれが実る方向に持っていくための方策を深く考えていく、検討する余地があるかどうか。これから伺いいたします。今後のことです。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 実習生の受け入れについては、法律、私は詳しくわかりませんのでお答えできかねますが、受入に当たっての前提的な法律あるいは制度等があると思われまますので、アンケートがどうのこうのというよりも、何年間でここにいるのかとかさまざま要因があるかと思われまますので、観光課長詳しいのか、その辺、ちゃんと前提の説明をしてからのほうが良いと思われまます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 技能実習生につきましては、それぞれ在留に対して実習1号、2号というような区分がございまして、1年目を1号という扱いをいたします。2号が2年目、3年目となりまして、通常は最大3年間ということになります。また、受け入れ側の企業の従業員の数に従いまして受け入れできる技能実習生の数というのも決められております。50名以下ですと通常は3名ということになりますので、3年間、うまく時期がずれたとすると三三が九ということで、9名が通常は最大ということになります。

この後、受け入れ側の企業さんが優良な実習を受け入れる団体さんだという認定を受けまます

と、来ている技術技能実習生が試験を受けまして、それにクリアすると、さらに現制度では2カ年延びる、これを3号と言いますが、最大で5年間滞在できるというような内容です。

現在、国会で審議がされているのは、さらにそこに特別な資格を設けてこれを延ばしていこうというようなことが議論されているということでございますので、その中で一定の方々は最大3年というところで技能の習得の期間が終了するという制度になってございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 当町でも、嫁不足ということで叫ばれておりますけれども、やはりこういうチャンスというか、3年、そういう人たちが来た中でこの町を好きになって、そして交流して、そこで結婚というものに結びついていければ非常にありがたいことだと思われまので、この辺を会社ともしょっちゅう行ってコンタクトをとって、そういう方向に結びつけていくような努力をしていただきたいと思います。

次に、2点目に移らせていただきます。

ただいま、当町では1人の人が出産する人数が1.5人に満たない。先ほどの町長の答弁では1.4に上げたいと言っておられました。出生率です。上げるための施策、どういうことを考えているのかお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） とくにご承知だと思いますが、町としての医療費助成の問題等を含めては子育てしやすい環境ということについては意を用いているところはご承知のとおりだと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 子育て環境については、こども園、保育料の軽減、医療費の無料化、子育てクーポンなど大分子育て関係が充実してきております。保育所の待機はまだあるようですけれども、もう一歩かなという捉え方をしております。

私が議員になったころ、最初に質問したのが出産祝い金、これで2人目、3人目に祝い金を出したほうがいいのではないかとということを質問したことを覚えております。まだ実現しかねておりますけれども。そういう中で、出産費用の助成あるいは祝い金だけでなく助成金、呼び方はいいんです、何でも。出産に対する町からのご褒美として何か考えてもらいたいです。子供は町の宝です。1人でも多くの子供を産み育てていただくよう考えていくべきと思われますけれども、その辺いかがでしょう。もう一度お伺いします。

男性の人は出産していないからわからないと思うんですけれども、お金が、出産費用という

のは四、五十万円かかるんです。それがかかるから産まないのかというような極端な話を考えている人もいると思いますけれども、女の人たちは躊躇するんです。産むだけでなく、その後もかかるので。産んだ後もお金がかかるので。確かに、躊躇しているという声も聞きます。ですから、そういうことを考えてもやはり何かの制度、助成金、祝い金、その辺でもいいですので、今後、出産に対する施策を考えてもらいたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 出産に関してのお祝い金ということでは、子育てクーポンということで付与させていただいております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 子育て応援券ですね。それも現金でと言ったらクーポンと、商工会の人たちのためにクーポンを出していますけれども、大概の人たちは買えないで残してしまう。商工会に入っている人たちは子供のものとかは売ってなくて、別なものでもいいよとは言われますけれども、やっぱり子育てクーポンだから子供のものを買いたいというのは人情なんです。別のものに使ってもいいよと言われても。そうすると、ここで、この町の商工会に入っているお店では子供のもので買えない、そういう事例もあるんです。

だから、町としてはそういうものを出しているからいいと言うかもしれないですけども、やはり赤ちゃんが産出2人目30万円、3人目50万円、4人目60万円など、名前は何でもいいですので産出した後の祝い金ということでそのぐらいの額を出してもしかりかなと思うんです。

昨年のデータなんですけれども、65人の出生があります、去年は。そのうち、第1子が30人、第2子が14人、第3子が18人、第4子以上が3人です。これでざっと計算しますと、2人目30万円、3人目50万円、4人目60万円としたならば、第2子14人で420万円、第3子18人で900万円、第4子以上3人で180万円、計1,500万円必要となります、去年の例を見ますと。このお金はふるさと納税資金を充当してもいいのかなと思われまますけれども、いかがでしょうか。そういう考えには立たないでしょうか。遠いものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 政策的なことだから町長。

○町長（佐藤 仁君） 私の持論ということでお断りしてお話をさせていただきますが、少子化とか出生率、いわゆる子供の数が少ないということの根本的な取り組みは、私、国が選ぶべきだと思っております。これは国の存続にかかわる問題ですから、少子化の問題については、

安倍総理もこの問題については国として取り組んでいかなければいけない大変重要な問題だ
とご発言をなさっておりますが、国全体として日本の人口縮小にどう向き合うかというのは、
基本的には国としていかに取り組むかということが私は重要だと思っております。基本的に、
例えば、先ほど医療費の問題の話がありましたが、これは地方の自治体のいわゆる競争にな
ってしまえば私は意味がないと思っています。例えば、医療費は小学校入学前まで、
それがだんだんエスカレートして行って、今度は、最終的には高校卒業するまで、そういう
住民サービスの競争に自治体をあおるようなことがあってはならないと、私は基本的に思っ
ております。したがって、国の根幹に関わる少子化の問題、出生率の問題等々について
は、国が本格的に取り組まなければこの問題は絶対解決しないと私は思っている。

したがって、これは日本が今直面しておりますが、随分前にはフランスも同じように直面し
て、フランスは国を挙げてこの問題に取り組んで成功してきたという事例があります。国に
今問われるのは、そういった日本の国力の低下ということについて、国としてそこに財源を
つぎ込むか、つぎ込まないかと、その覚悟を問われているのが今の時期だと私は思ってお
ります。

したがって、今、ご質問の部分については、基本的にはあとは担当課長から答弁させたい
と思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 議員の前段のご質問でございました現金化にできないかという
子育てクーポンですけれども、こちらについては、再三、議会でもご説明を申し上げている
ところでございますけれども、まさに議員おっしゃったとおりでございます。基本的には子育て世
帯を応援するものですということでお渡ししております。ですので、ぜひとも子供のものを
買わなければならないというものではございませんということとしっかりと説明はさせてい
ただいておりますので、その世帯で必要なものをお買いいただいて、どうしてもクーポン
では手に入らないというものについては、残念ながら現金でということになるんですけれど
も、お財布の中にクーポンと現金一緒に入れていただければ、合わせて使っていただくよう
な形でぜひ子育ても頑張っていたきたいというものでございます。

あと、後段の部分につきましては、ただいま町長申し上げたとおりでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 国の施策でということなんですけれども、それを待っていると、いつま
でたっても出生率が上がらない、1.4にしたいといっても1.4まで届かない、そうなっ

うんです。ですから、ここは南三陸町独自の考えとして、そういうことをやっていけたらもっと子育てをしやすい町、そういうものになっていくのではないかなと思うんです。

ですから、今回言ったからすぐ次からというわけにはいかないでしょうけれども、ここにいる皆さんでどうしたら出生率が上がるのか、1.4にもならないなんて寂しいじゃないですか。2人にならないんです。最低、そこまでも1.4と言わないで2人までも上げようじゃないかと、そういう皆さんの知恵をかりながら事業がうまく軌道に乗るようなことを念願して、次に移らせていただきます。

それから、1つ大事なことを言うことを忘れていました。ここには私以外皆男性ですけども、赤ちゃんを産むということは、女の人にとって人生の一大イベント、重大なことなんです。命がけで出産しているんです。だから、その痛みというのは痛みがあるだけに子供というのは愛しい、かわいい、男の人以上にそう感じるんです。だから、そういうことをお忘れなくこの問題に立ち向かっていただきたいと思います。

それから、次に3点目です。地方創生推進費、今年度で結婚活動支援事業委託費、ことしの分で120万円予算化しました。どのような事業でどのような効果が出ているのか。そしてまた、まだ実施していないのか、その進捗状況をお知らせください。

○議長（三浦清人君） 7番、先ほど1回目の答弁で説明はしたんですが。

○7番（及川幸子君） 説明の中で、1月にマナー講習会を実施するというお話もご答弁の中にありましたけれども、それだけ、マナー講習会1回だけやるのか、もっと具体的にご説明願います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

午後1時41分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） お答えいたします。

先ほど町長から答弁いたしましたとおりなのでございますが、現在、まだ事業者が決定しておりません。したがって、事業者が決定した後、当該事業者と町との間でどういう講習会にするのか、あるいはどういうイベントにするのかという詳細を打ち合わせしながら決めていくことになろうかと思っておりますので、現時点では、ちょっと具体的にどういうものかと問

われましてもお答えしようがないという状況でございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、12月です。予算は4月、3月に議決しています。1月、2月、事業者を決めてやる、それはありでしょうか。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） では、少し経緯をご説明いたしますと、確かに本年度当初予算で120万円の婚活事業のための予算を計上させていただきました。その後、年度が始まりまして、幾つかの民間事業者等々の方から、独自にこういうイベントをやるんだけども町として協力いただけないかとか、あるいは他の自治体、具体的に申しますと大崎市などから、市で婚活イベントをやるんだけども南三陸町も一緒にどうかというような話もいただいております。結局、そのもろもろのほかから上がってくる事業で活動を進めてまいっておりますので、今回、我々の計上した予算を使って行うという活動につきましては、そのもろもろの我々が、言い方は悪いんですが、乗っかってやらせていただくイベントの結果等、どれぐらい参加者がいるとかそういったものを見きわめつつ、我々が計上した予算を使用して行うイベントのほうは、その結果を踏まえた上で行おうという方針に少し年度が進むにつれて変わってまいりましたので、そういう経緯によりまして、120万円の予算の使用についてはこの時期になってしまいましたということでございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 正直な答弁です。ありがとうございます。

これは、予算計上したときに、こういう事業をしたいから予算をくださいととったものではないでしょうか。それが隣のまちの婚活に乗っかって、そしてそれを土台にして、それから自分たちのしたいことを、これから1月、2月で決めていく。3月でもう終わりですよ、年度。何でこういうことをしているんですかというの。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 誤解があるのかもしれませんが、我々としては、計上させていただいた120万円を最も効果的なやり方で使用しようと。町内の参加者を募るにしてもそうですし、予算を使って参加者いませんでしたという話になってしまうと、それはそれで非常に問題ですので、どうすれば参加者が集まっただけかというようなことも場数を踏みながらやっていくのが一番いいんだろうということで、そのような使用方法とすることにいたしましたものでして、特段、この時期になったことについて、それが効率的な使用ではな

いんじゃないかというような考えには立っておりません。むしろ、このような使用方法が最も効果的な予算の使い方であるという判断のもと、このようにいたしました次第でございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 効率的に云々かんぬんではないんです、私は。なぜ、この婚活事業をしなきゃならないのかという前提に立ったとき、委託でやりましようとなったときから根本に違うなと私は思いました。委託でなくて自分たち自前でこうしなきゃならないんだというポリシーがあれば、こういうことでもとんとんとんとやっていけると思うんです。そういう登米市さんのやり方に乗ったり、今度はそれを踏まえてからやったりということで、その考え方、婚活に対する思い、やらなきゃならないという思いがどこにあらわれているのかと、私たちには伝わってこないんです、しなきゃならないことが。私はそう思います。危機感に立っていないということだと、私から言わせれば。そういうことなんです。

これ以上に、1月、2月の推移を見ながら、次の議会でまた決算下に質問させていただきますけれども、とにかく頑張ってください。

それから、次に4点目、元気高齢者の人材活用について。

戦後70年も過ぎました。町内に60歳から80歳までの方々が4,080人おります。先ほど町長の答弁では64歳から74歳までの人数は拾わなかったんですけれども、私は、10歳前後を余計拾いました。というのは、人によって10歳の開きがあると思うんです。健康で暮らしている人、また不健康で暮らしている人の開きというのは、10歳の年齢の開きがあるのかなという思いで、60から80を拾わせていただきました。それが4,082人おります。人それぞれ、健康な人、不健康な人なんですけれども、健康な人は何か仕事があればまだまだやりたいと思っている人たちも大勢おります。健康で働ける人、その中の3割に見ても1,200人おります。

なぜ私がこんなことを聞くかと思うと、今、浜ではワカメの種つけが終わって、来春からワカメの収穫が期待されております。ところが、シーズンになりますと人手不足になってしまうんです。この時期を何とかしなければならない。この3割の元気高齢者のお力をかりれば、もっとシーズンには生産高が上がるのではないかなというような発想から、今回はこういう質問をさせていただいております。

また、浜の仕事だけではなくて、そういう元気老人の人たちが、高齢者、お互いにもども助け合う、その共助の心を持って生活していくとなおいいのではなからうかなと。サポートしながらお互い地域で、この間の質問の中でもありました地域力が生まれてくるのかなと、

そういう観点からも、こういう人たちのお互いに地域で暮らす、そういうメリットを考えていけたらと思って質問させていただいております。

提案なんですけれども、そういう人たちがいるとなれば、やっぱりその人一人一人から、自分はどういう仕事に向いているか、何時間働きたいのか、月のうち何日働きたいのか、そういうことも聞いていく必要があるのかなと思うんです。できないことをやれではなくて、楽しみながら仕事ができる、そういうことが大事ではないかなと思うんです。やりたい仕事、時間、日数、期間、お金はどのぐらい、ボランティアの人もいるでしょう。そういうことをアンケート調査して、町内で、リスト表を作成してはどうでしょうかということです。それを作成して人材バンク登録制という手法もあると思いますけれども、生涯現役世代が活躍するまちづくり、そういうことができるんじゃないかなという発想から質問させていただいておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、高齢者の働く意欲のある方というご質問でしたのでちょっとご説明させていただければと思いますけれども、町長の答弁にあったとおり、高齢者といいましても前期の方については、むしろ地域の主役といってもいいかと思うほどの活躍ぶりだと思っております。あと、それに加えて労働意欲ということがございますけれども、労働ということになりますと、働く意欲のほかに労働の条件が加わってくるんだろうと思います。働きたいという気持ちはあっても、同じ働くのにもこれぐらいの仕事という希望もあるでしょうし、これぐらいの賃金という希望もあるかと思えます。一方、雇用者もやはり希望があるんだろうと思います。そこがマッチングしないとなかなか雇用には結びつかないんだろうと思っておりますので、そういった意味で、職業紹介所初め、受け皿を用意するというのは大事なことだと思います。あと、当然、趣味のサークルとかそういった社会教育系の活動もあるかと思えます。

さまざまな形で高齢者の方の意向に沿うような受け皿というものを用意するのは必要かと思うんですけれども、アンケートとなりますと、どのようなご意向をお持ちですかということになります。ご意向に応えられない場合に、じゃあどうするんだというところもしっかり考えてやらないといけませんので、アンケートをとったら、あなたのご希望するものはございませんというわけにはなかなかまいりませんので、やはりそういったことから考えますと、受け皿を用意しつつ、高齢者の方が自主的にそこを訪ねていただけるような形というのが一番いいのではないかと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 難しい受け皿は要らないんです。私が言うのは、ワカメ仕事、草取り、趣味の世界、道路の修理、ボランティア、普段、自分たちが生活する中でのことなんです。だから、もちろん希望もない人もいますし、ある人もいます。時間の違いもありますし、毎日できない人もおられます。普段の生活でやっている、難しく考えないで、普段の生活の中から畑仕事がいいという人もありますし、海の仕事がしたいという人もありますし、地区によってもまた違うと思うんです。ワカメの仕事に入谷から来ている人たちもいらっしゃいます。ですから、それぞれだと思っんです。

難しく構えないで、年齢にあった人たちですから、そうそう無理な仕事も重労働、肉体労働もワカメ仕事ぐらいは座ってできるからいいのかもしれないんですけれども。そういうことのリスト表をつくって、その人たちが行きたいところ、じゃあこういうところがあります、ああいうところがありますと、書いた中から選ばせる方法というのものもあるんじゃないかと思われます。

職種によっても、単価、値段がそれぞれ違うので、健康のためにボランティアでいいという人もあれば、ワカメの海に行く人たちは時給800円なら800円、1,000円なら1,000円ももらいたい。座って芯抜きする人たちは700円でもいいよ、80過ぎても芯抜きの人たちなんかやっぱり毎年やっていると。85歳過ぎてもやっている人たちもおられます。だから、そういうどのような時間働きたいか、何を作業にしたいかということも知る必要が一番目にあると思うんです。何を必要としているのかということが大事なことではなかろうかなと思われます。

要するに、テレビのチョコちゃんでもなくともただぼうっとして生きているんじゃないよということで、生涯現役で自分のことは自分でできる、そういうライフスタイルに近づけるために、そういう仕事というものを選びながらやっていくのも1つの方法ではないかなと思うから言っんです。その点、誤解のないようにもう一度、答弁お願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 難しく余り考え過ぎると言いますが、余りにも簡単に及川議員は考え過ぎています。基本的に、今、お話になっていることは行政としてやる仕事では、私はないと思っています。基本的に、職業のマッチングは町で運営しております無料職業紹介所がございます。そちらで皆さん方に、仕事をしたい人はそちらに顔を出していただいて自分に合う仕事を探していただくというために我々は無料職業紹介所を設置してございますので、今言ったように一人一人高齢者の方々にアンケートをとって、それを町としてマッチングをする

ということは、これは行政の仕事としてはやるべきことではないと私は思っています。そのために職業紹介所をつくっているわけですので、何でもかんでも役場でやればいい、役場でやればいいと、そういう問題では私はないと思っています。余りにも及川議員は簡単に考え過ぎます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 簡単に考え過ぎると言いますが、職業紹介所は、60までの働き盛りの人たちを受け付けして紹介しているんです。私が言っているのは、60過ぎの自分たちでそういうアンケートも何もできない、そういう人たちなので、地区の区長さんを通してそういうアンケートぐらいやってもらいたい。そういう人たちの、60から80までというそういう世代の人たちなんです。仕事を主とする人たちではないんです。元気に年をとって重ねて生涯を全うしていくと、そういう地域づくりにしたいがゆえに、アンケートの最初の段階は区長さんなり地域の人たちのお世話ではどうですか、アンケートなどをしてはどうですかと。そうすると見えてくるものもあるはずですよ。そこを言っているんです。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろな立て分けを考えながらご発言をお願いしたいと思っておりますが、基本的にアンケートをとるのは、すぐ区長さんとお話ししますが、区長さん方はそのために区長さんを担っているわけではございません。それらの区長さんの本来の役割というのが当然あるわけですから、その辺をちゃんと踏まえながらご発言をいただきたいと思っております。

それから、無料職業紹介所は基本的に60歳以上の方も扱っております。要するに、紹介所で60歳を過ぎても元気で働ける方、それから60歳以上でも企業として受け入れる方々の募集は出ておりますので、そちらで就職したい、勤めたい、そこで別に8時間労働ではなくてもパートでも、そういう案内はあるわけですから、そこで自分たちの好きな、健康な方はそこで選んでいただければいいわけですので、あえてまた町がそこに出て行ってやる必要は、私はないと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 企業が求めているのは65歳までです。定年は60歳です。だから、いっても65歳なんです。それ以降のことを私は言っているんです。区長さんは私の召使いではないからわかります、そんなこと。区長さんにそういうお願いも、区長さんならず地域の自治会長さん、団地であれば自治会長さん、区長さん、地域を取りまとめる人、そういう人たちに

お願いしてはどうですかということを行っているんです。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、ちょうどデータがあります。無料職業紹介所で65歳以上の方、平成24年ですが、146名就職、平成25年度では88名、平成26年では106名の方々が無料職業紹介所のあっせんで65歳以上の方がここで就職をしているということでございますので、今の及川議員の発言は、多分、誤解に基づいての発言だと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 誤解に基づいた、じゃあその100人の人は現在も勤めているんですか。どういう職種に行っているんでしょうか。一部だと思われま、私は。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 私から答弁させていただきます。

実際に、職業紹介所につきましては、先ほどありました60歳以上の方々の求人、求職双方を受け付けてございまして、実際、本年度も60歳以上で3名の方が採用決定に至っているということでございます。

ただし、職業紹介所を介して就職いただくとなりますと、やはり受け入れ側の企業さんがありますので、そちらがどういった労働力を求めているかということもございまして、先ほど保健福祉課長の答弁の中に、労働の話をするときにマッチングというキーワードが必ず出てまいります。必要としているほう、必要とするほう、お互いのニーズがちょうどマッチングしたときに、初めてそこで労働力というものの発揮ができるんだろうなと感じております。

また、議員の質問の趣旨ですと、どちらかという、今、入谷に晴谷驛というところがございまして、生きがいつくりに取り組んでいる高齢者の、生きがいつくりに取り組んでいるという中で、実際にご登録いただきながらご活躍いただいているという皆さんもいらっしゃいます。みずから、そういう意思があるという方でいらっしゃれば、そういうところにもぜひお声をかけていただいて活動の場を広げていただければなと感じてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 3名の方ですね。ということは一部なんです、そういう職業紹介所に行ってやるのは。そして、1カ月フルに働く、そういう人たちなんです。私が言っているのは、びばにも行けない。びばに行って登録すると1カ月働く、少なくとも全部が健康でまだまだやれるばりばりの人たちです。私が言うのは、地域で四、五日、友達と一緒にあれやるか、近くの春になればワカメの仕事をやるか、ウニの開口にはウニの手伝いするかとか、畑の草

取り、庭の草取りやるかとか、そういう漏れている人たちの手助けということなんです。

これはどこまでいってもかみ合わないようですから、生きがいということがいかに大切だかということ、そこなんです、私が言うのは。スペインの人でエクトル・ガルシア、フランセスク・ミラージェスという人の、外国人なので、スペイン人ですから。あなたが生きがいを見つけられるよう長寿ニッポン幸せの秘密ということで、沖縄の人100人に幸せに長生きする秘訣を、スペインから沖縄に来て聞き取り、そしてその調査結果を本にしたら世界中で今ベストセラーになっているんです、この日本の生きがいということが。

人は楽しみながら働いて社会とつながっていることが長生きの秘訣と思うのですが、ここなんです、私は。これを醸成するために、いろいろな人の協力をもらいながら地域で生き生きと暮らすと、それが大事でなかろうかと思うんです。少しお金をいただき、コミュニティーがつくれ、人の役に立つことの喜びがあれば長生きができると私は思っております。このように元気な高齢者が地域で生き生きと働き、地域力を上げていく施策を今後とも前向きに考えてもらいたいと思います。生きがいづくりです、私が言っているのは。お金だけではなくて、1カ月フル活動ではなくて。そういうことですのでご理解いただきたいと思います。

これで1つ目の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（三浦清人君） じゃあ、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後2時03分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開いたします。

7番及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 及川です。

それでは、2点目、町の滞納整理、税外収入の現状について。

1点目、町営住宅使用料徴収委託事業を今後見直すべきと思うが、考えをお伺いいたします。

それから2点目、税外収入や町税の滞納整理に当たる職員に手当を考えてはどうか。

それから、3点目、徴収職員のスキルアップと各担当課との連携を図ることが大事ではないでしょうか。

3点についてお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問、町の滞納整理の現状ということについてお

答えさせていただきますが、まず1点目のご質問、町営住宅使用料徴収委託事業についてありますが、現在、町営住宅につきましては、既存住宅が11団地、138戸、復興住宅が8団地、738戸、定住促進住宅が1団地、5戸、合わせて20団地、881戸を管理しております。本年10月末現在の入居状況につきましては、既存住宅94戸、復興住宅720戸、定住促進住宅5戸、合計819戸となっております。

住宅管理の主な内容としましては、入退去に関する家賃の徴収に関する事務、施設の維持管理に関する事務などとなっております。現在は、その事務の大部分を宮城県住宅供給公社に委託を行っております。

住宅使用料につきましては、年度当初に、入居者に対しまして当該年度の家賃月額を通知し、その通知に基づきまして口座振替もしくは納付書による納付をお願いしているところであります。入居者の納付は、およそ7割が口座振替ということになっております。

家賃の徴収業務を委託することにつきましては、施設の維持管理と一体的に委託することでスケールメリットを最大限に生かしたコストや職員の削減を図り、ひいては住民の便益の増進に寄与するものと考えております。

続いて、2点目のご質問、職員の手当についてお答えいたしますが、滞納整理に当たる職員に手当を支給するとすれば、当該手当や特殊勤務手当として支給することとなりますが、そもそも特殊勤務手当とは著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上、特別な考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でない認められる者を対象とした手当ということに位置づけられております。

本町の条例及び規則においては、夜間看護業務手当や待機手当など6つの手当が支給できるように定められており、その中には議員ご指摘の滞納整理に当たる職員に支給する手当は定められておりません。滞納整理に当たる職員に対する特殊勤務手当の支給を検討するとなれば、不快性や困難性に着目すべきと考えますが、行政の仕事には滞納整理に関する業務以外にも不快あるいは困難な業務はその時々で当然に存在するものと認識しておりまして、財政の健全化を図る観点からも、そういった業務に当たる職員に対し、特に手当を支給することは考えておりません。

続いて、3点目の収納職員のスキルアップについてお答えいたしますが、初めに収納職員の能力向上についてですが、厳しい経済情勢が続く中、財政の健全化を実現するためには町が保有する債権の回収が一層重要となり、担当職員が債権管理事務に関する基礎的事項を十分理解した上で適正な運用を行うことが必要であります。実務的な能力については、研修の受

講あるいは実務経験を重ねることにより向上を図ることとなりますが、そのほかにも全庁的に統一した債権管理を行うことが必要であることから、平成28年9月に南三陸町債権管理マニュアルを作成し、債権管理担当者を対象に研修会を実施しております。この債権管理マニュアルについては、全職員がいつでも閲覧できるように庁内LANシステムにデータを格納しており、業務に活用されるものと認識しております。

次に、各担当課との連携についてであります。町税等の徴収確保に関し、組織間の相互理解と適正かつ円滑な事務執行を図るため、債権を管理している担当課の所属長を一堂に集め、町税等徴収確保対策会議を毎年7月に開催しており、本年は第2回目を12月に開催する予定としております。会議では、町税等のほか住宅使用料や各種貸付金の未収金の現状等について情報共有を行い、今後の取り扱い等について検討しているということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明がありました。それで、宮城県の住宅供給公社に委託しているということなんですけれども、私も、前回、これに対して質問いたしまして、委託契約書をいただいて読ませていただきました。しかし、この中には滞納額の努力義務がうたっていないんです。普通、委託するとなると、最低でも何%、100%、あるいはお願いするに当たっては、私でしたら100%徴収をお願いしますというようなことを言うと思うんですけれども、これにはその努力義務が全然書かれていないんです。これは住宅公社からこうして協定書を結びましょうということで寄こされたひな型に南三陸町と入れたものなのか、南三陸町独自でつくった委託協定書なのか、まずもってそこをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） この協定に限らず、各契約書については双方が作成することとなっておりますので、双方で持ち寄って応用したということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これを見ますと、双方とただいま課長の答弁なんですけれども、公社で用意してきたものかなというように思います。この契約を委託するに当たって6,000万円かかっております。このうちの人件費が、管理連絡員などの手当112万5,000円、それを含める2,500万円ほど人件費がかかっております。これの説明ですと3人の人件費だということなんですけれども、果たしてこの住宅使用料が、1回震災に遭ってデータが流れ、帳簿が流れて不納欠損にしました。それから始まって、もう7年以上もたっております。それで700万円以上の滞納があるわけなんですけれども、簡単に計算すると1年に100万円ずつの滞納

が出てきているのかなという思いがいたします。この6,000万円のうち、約なんですけれども、小さくて読めないんですけれども、5,988万5,030円、6,000万円弱のお金が委託料として支払われています。

1つお伺いしたいことは、管理も委託していると思うんです。この管理、緊急の場合、どこに通報が行くのか。万が一、水漏れがあった、何か中で誰かひとり暮らしの人の確認をしなければいけないといった場合、仙台に連絡が行って、それから通報が仙台に行って、それから石巻に行って、石巻から、現地から飛んでくる。そうすると、最低でも1時間以上はかかるわけです、石巻、すぐ連絡はとれるはずなんですけれども。そして、そういうシステムになっているのが正しいのかどうなのか。鍵も住宅の人が持っているのではなくて、そこから石巻の人が持ってくるみたいなんですけれども、その事実確認をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） この契約において、緊急時の連絡については365日24時間受けられるようになってございます。行き先は当然、勤務時間であれば石巻なり仙台、それから勤務時間、それから休日であれば警備会社に行って、そこから我々に来るのではなくて、直接、事前に水道屋さん、電気屋さん、設備屋さん、それぞれ契約をさせていただいていますので、その業者に直接連絡が行くようになってございます。なるべく、各町にそういう業者さんをお願いしているんですが、なかなか町内だけでは確保できない場合は、隣接の市町からご協力をいただいているという状況でございます。

それと、済みません、もう1問は何でしたっけ。

失礼しました。

時間につきましては、町内の業者でも契約をしている部門がございまして、議員おっしゃるように1時間後とかということではなくて、それから鍵については、公社では持ち合わせてございませぬので、各入居者の皆様で管理を全てお願いしてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 管理の問題なんですけれども、今、公社が鍵を持っていないというんですけれども、どこでその鍵、例えば、ひとり暮らしの人がどこに連絡をすればいいということは、入居の時点で説明はしていると思うんです、紙でも渡してやっていると思うんですけれども、お年を召してしまうと忘れるんです。だから、その辺をどのように、最短でどのぐらいで連絡が行ってそこに到着するのか。最短で、鍵がどこにあってどのように、例えば、例を出すと、水漏れがありましたと、ひとり暮らしの人が。そのひとり暮らしの人が水漏れ

に対してどこに連絡するのかと。例えば、ボタンを押して緊急性を知らせるのか。どういうような流れになっているのか、詳しく教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 私が入居者とすれば、勤務時間外であれば公社に電話が行きます。そちらでは職員の専門職がいますので、そこから契約している業者に漏水がありますと、部屋の番号はここですと、入居者は誰々ですというご連絡が行くはずでございます。

鍵は公社で一切持っていませんので、当然、そこに通報を寄こしたということは中に人がいますので、鍵を持っていく必要はないわけでございますので、その部屋に真っすぐ向かえばいいと思うんですけれども。ですから、鍵云々ではないです。鍵については、入居されるときに、5つお渡ししてございます。いろいろな事情がありまして、町、それから公社でも鍵は持てないので、信頼の置ける方にそれぞれお預けをお願いしたいというお願いをさせていただいてございます。ですから、もしそういう緊急事態になれば、その預けている方が鍵をお持ちになって現場に来ていただきますし、当然、漏水であれば部屋の中におりますので鍵の必要はないということだと思います。

それと、今、議員おっしゃるような例ですと、時間構わず休日かかわらず一旦役場に寄こします。役場から、実は公社ですと、やっているとお助かるんですけれどもと申し上げますけれども、多分、議員が今想定している方たちはそういう電話はしませんので、町から公社にまた連絡しているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 時間もなくなるので。

先ほどの6,000万円の委託料をかけて、人件費が3,000万円弱ということなんですけれども、こういうものは果たしてこれで妥当だと思いませんか、6,000万円かけて700万円の滞納整理をして。聞けば7割が口座振替となっておりますけれども。その点、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 6,000万円の人件費をかけているわけではございませんので、（「3,000万円です、合わせて」の声あり）いや、3,000万円じゃないんです。実は、2,300万円ですよ。それに、管理人手当というのは職員に出すんじゃなくて各自治会で一応お世話をいただいている方がいらっしゃいますので、これは条例にも載っていますけれども、管理人に置くこととなつてございますので、その方に報償としておあげしている部分でございますので、公社の人件費ではございません。これは直営であったとしても、任命すれば何かし

らの多分手当、額の多寡はありますけれども、お支払いすることになりますので、公社に頼んだから120何がしが発生したわけでございませんで、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、あくまでも2,380万円ということで、ちょっと前々からこの額、いろいろ議論もございましたので調べているんですが、町の職員代というお話もあります。町の職員の平均給料は600万円何がしです。これに共済金の掛け金等をやると多分800万円近い金になるので、いずれそういう意味で直営で3人ということでございます。

それと、昨年9月に、今回の不祥事に伴いまして最終的な報告書を提出させていただいてございます。その最後のページの中に、公社との関係をどうするかという結論を書かせていただいておりますので、多分、議員皆様にもそれをお渡ししてございますので、もう一度中身をよく読んでいただければ町の考え方がわかるかと思っていますし、今のところ、その考えに変更はございませんでよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 時間もなくなってしまうので。

私は、この6,000万円、人件費が、私の手元には2,380万8,000円と手当を除いて人件費がそうになっていますけれども、このぐらいかけても、やり方で、毎日仕事をしなくてもいいので、住宅維持管理業務、仕事を毎日しなくてもいいので、例えば、時給800円の人を8時間とした場合、1日6,400円、それを月半分15日とした場合、9万6,000円、それを12カ月にすると1人115万2,000円。115万2,000円の人20人を雇用できるんじゃないかと思うんです。そうすれば、先ほどの出てきました20カ所、そこに1人ずつ配置して管理しながら、徴収しながら、7割の人が口座振替としているので、徴収もそれほどないのではないかというような気がいたします。点検、住人の、そして第一に住人の安否確認ができるんじゃないか。鍵を持っていれば、なおさら1人で孤独死なんてないように、常にコミュニケーションが団地内でできていくのではないかな、そういう思いがいたします。

次に、時間がないですので、先ほど見直す気がないとおっしゃいました。それで間違いないでしょうか。この件については見直ししないということで。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 委託の関係はそのとおりでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 次に、2番、税外収入、町税の滞納整理に係る職員手当を考えてはということなんですけれども、先ほど来、手当としては出せないと、そういうことで困難事例じ

やないので出せないと言いますけれども、私も書き方が悪かったので、手当と書いたからお金に換算するんだと思いますけれども、私が言いたいのは、その結果、滞納整理実績が上がったならば、ご褒美的なそういうねぎらいの何かをしてはどうかということです。もちろん、震災前、旧町の場合、税務吏員の場合は3,000円ずつの徴収吏員の手当がありました。合併してそういうことがないんですけれども、そのぐらい以前は滞納ということに対して困難事例だということだったんです、昔は。前は、収納対策課なんて徴収対策課なんてあって専門的に徴収だけの仕事をやっていきましたけれども、今はそういうことがないということなんですけれども、保育料や学童、総額で23万6,000円、学校給食費34万円で200万円、町税は不納欠損額で下ろしていますから600万円があります。そういうお金を扱うことは非常に気を使わないといけない仕事なんです。

そういう仕事をしているものですから、実績が上がったらです、こっちはどんどん滞納がたまっていくのにご褒美も何もいらないんですけれども、実績を積んで、滞納がゼロになった、100%完納しましたとか、そういう方に対してはやっぱり努力の跡が見られると思うんです。そういうもので成果が上がるのであれば励みになるのではないかなと思うんです。それが仕事であっても。次に、徴収職員のスキルアップで各担当課の連携を図ることが大事でしょうかということもあるんですけれども、まずもって、2番目の答弁、手当は出せないというんですけれども、何かそういう手当を考えてもいいのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 手当は出せないという答弁をしておりますので、なおご褒美には、これはなかなか出せるということはありませんだろうと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 給与制度といいますか給与条例、国に準拠した形で定めている中では、そういった実績では難しいです。（「感謝状でもいいんです。いろいろな形があると思うんです」の声あり）

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ご褒美というやっぱり金銭的なことを考えるとと思いますけれども、例えば、努力賞でも感謝状でも何でもいいんです。その実績を認めてあげれば、そういう努力したことに対する敬意です。そういうものをあらわしてもらいたいということです。

3番目、スキルアップの問題です。さっきはスキルアップ、課内の会議、そういうことはや

っているということなんですけれども、この間の事故のように1人で仕事しているわけではないです。組織の中でみんな仕事をしているわけなんですけれども、昔のことわざに人の振り見て我が振り直せということがあります。やはり上司であっても部下であっても、いいことはいい、盗み見しても結果を出すために努力すべきではないかと。ベテラン徴収吏員がいなくなったら滞納がふえて困っているなんていうことのないように、やっぱり全課で一生懸命滞納整理して何%、90も上げたよというのはやっぱり努力だと思うんです。そういう人たちは一緒に仕事をしながら後ろ姿を見て、自分が担当になったらこうしなきゃならないんだということ、どこの課に行っても努力、公務員として一生懸命やるんだという気力を持たせるためにも、そういうベテランの人の後を追いつながら仕事をまねるということも大事ではなかろうかと思います。そういう徴収職員のスキルアップに勉強会などを行っているということですから、より以上に、皆さん、ここにいる人たちは皆課長さんたちで部下を多く持っております。部下が働きやすい、そしてあしたも元気で仕事をしようという気構えになるような部下の指導をこれからもお願いするものであります。

そして、最後になりますけれども、地方公共団体における内部統制制度がございます。この内部統制制度がどういうものであるか、ご説明願います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 時間を頂戴いたしまして失礼いたしました。

議員おっしゃる自治法150条及び151条ということで、現時点では削除されている条項ですが、平成32年4月1日からの施行ということで、まだ施行前の法令として総務省関連の内容になるんですけれども、市町村長がその他にする事務のうち、次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合していること、あるいは適正に行われていることを確保するための方針を定めなさいというような内容でございまして、その内容の主なものとしては、財政に関する事務、その他総務省令で定める事務とさせていただきます。その他、細かいところございますが、大きな趣旨はそういったことでございます。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これはこの間の職員の不祥事問題にも絡むんですけれども、今後、こういうことがないように努力義務、市とか宮城県のようにして、都道府県知事及び指定都市の首長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備する。市町村は努力義務にこれからなるわけなんです。それは内部統制に関する方針の策定、公表もしなきゃならないです。それをこれから整備するわけなんですけれども、この前のような事案が起こらないためにこういう法整備をするわけなんですけれども、基本方針、こういうものを32年度に向けて、努力義務ですけれども、やっていただきたいと思うんです。その辺はどうでしょうか。

それに伴いまして、こういう課内のコミュニケーションづくりだとか内部統制制度の中に入ってくるわけなんですけれども、この法を整理すればそういう問題もなくなっていくのではなからうかと思えますけれども、今後の対応をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 具体的内容を国から示されました際には、これまでの反省点を踏まえて必要なものをしっかり整えてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。あるの、まだ。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） こういう指針になるものがないと、やっぱりどこを目指していくのかな、どれと精査してどうなのかなという比較検討ができないもので、ぜひ、こういったもの、指針となるべきもの、部下が、職員が達成感が得られるような仕事、自分で自信を持って仕事ができる、こういう環境づくりにしていくということが大事でございます。こういうものを土台にして、あ、なるほどなというような、そういうもとに立って仕事をして頑張っていっていただきたい。

そうするには、私たち世代とここにいる課長さんたちの世代はやや似ていますけれども、今入っている人たちというのは、環境がまるっきり違った環境で育ってきていますので、仕事であっても、これが自分の仕事というような疑問を持つ人たちも多くおります。そうしたときの指導は皆さんにかかっているんです、部下の指導というのは。どのような職員に育て上げていくということは、皆さん、ここにいる課長さんたちにかかっていますので、しっかりと部下の教育をしていただきたいと思えます。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明7日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後2時55分 延会